

平成28年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成28年6月17日（金曜日）

○議事日程

平成28年6月17日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	藤 津 典 久 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	岸 本 敏 夫 君
健 康 福 祉 部 長	林 慎 一 君	産 業 振 興 部 長	神 田 博 昭 君
土 木 都 市 建 設 部 長	友 廣 和 幸 君	入 札 検 査 室 長	内 田 和 男 君
会 計 管 理 者	山 内 博 則 君	監 査 委 員 事 務 局 長	平 井 信 也 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	賀 谷 一 郎 君	消 防 長	三 宅 雅 裕 君
教 育 部 長	末 吉 正 幸 君	上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
執行部につきましては、中司農業委員会事務局長が欠席する旨の届け出に接しておりますので御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
15番、河杉議員、16番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、11番、清水議員。

〔11番 清水 浩司君 登壇〕

○11番（清水 浩司君） 皆さん、おはようございます。会派「和の会」の清水浩司でございます。

それでは通告の順に従って、災害派遣について、指定避難所について、この2件についてお聞きいたします。

まず、災害派遣についてですが、私は昨年、山口県認定の自主防災アドバイザー養成研修を受講いたしました。同時に防災士の試験も合格したことは12月議会で報告した次第

でございます。

その際に、地域で防災士の資格を取った人を、今後防災にどのように生かす予定でしょうかと一般質問で聞いております。そのときは総務部長より、地域の防災リーダーとして活動していただきたい。市では防災に関する知識の情報提供などを目的としたフォローアップ研修を実施すると聞いています。

防災士の試験は、1人当たり約6万1,000円かかります。これだけの経費をかけるのであれば、防災士を有効に活用しない手はないと思っております。

しかし、防災士の資格を取っても、自己啓発をしなければ日々変わる法律や新しい情報も身につかないと懸念していたところ、ことし5月27日、防府市の自治会連合会、平成28年度総会の議事の終了後、その他の項目の中で、防災士になったが実際の災害のときにどのように動いたらええかわからないというような質問がありました。

また、議会報告会では、ある地区で、指揮権は自治会長にあるのか防災士にあるのか、このような質問がありました。

まず、防災の質問が出るようになったということは、それだけ皆さんが関心を持つようになったのだなと思っておりますが、地域において防災に対する意識の差がかなりあるように感じます。それは佐波川の洪水や土石流に遭遇していない地域と過去に災害に遭った地域では、温度差があるのはいたし方ないと思います。

そのような中で起きたのが今回の熊本大地震です。防府市近辺では佐波川断層、周防灘断層があり、大地震が発生した場合、市内全域での対応が必要になります。そうすると特に、避難所運営が一番の問題になります。そこで、この機会にいま一度防災訓練、防災士の活用、避難所運営を洗い直してみる必要があるように思います。

御存じのように小野地域は、中央部を1級河川佐波川が流れており、古来より佐波川洪水に悩まされてきました。昭和26年の大規模な佐波川洪水、平成21年には土石流災害を経験しております。そのため防災への意識は高く、既に資格を取った4人の防災士を中心として地域を上げての防災訓練を26年、27年と実施しております。

ことしも4月14日、木曜日、と言えば、あの前震のあった当日なのですが、防災士を中心に今年度の防災訓練の打ち合わせを行いました。ことしは7月10日に地震を想定した訓練を行おうということを決めたわけです、4月14日、地震の直前。

その折に私は、皆にも言いました。熊本の地震じゃないんですが、あす南海トラフが起きてもおかしくないんだと。そのためにも地震を想定した訓練をやる必要があるというようなことも力説いたしまして、地震を想定した訓練を行うことを決定して帰ったのが9時10分、おそい夕食の食卓に着いたところに防災ラジオが突然鳴りました。直後に熊本地震

発生ということで、これはかなり大きな地震だなというのを感じました。

地震については、報道のとおりで割愛いたしますが、地震の場合、全域が被災地となります。そうすると次に、指定避難所の開設が必要になってまいります。

私は、小野地区と、それから先般の須佐、田万川での災害復旧ボランティアには両方とも行ってまいりました。ところが、これはいずれも日帰りで、現地に泊まって災害復旧やあるいは避難所運営をした体験がありません。

今回の熊本地震、防府市の派遣職員が現地に派遣されてどこに寝たのか、食事はどうだったのだろうか、トイレは、風呂は、食べ物はあるいは支援物資は、非常食は、避難運営は、このように聞きたいことは山ほどあります。今回派遣した職員から防災士や防災に関心のある市民を対象に、派遣職員の報告会を開催したらどうかと思っております。

5月20日には、現地に派遣された職員の報告会があり、現地の様子や活動内容を市長や市の幹部に報告したとの記事を新聞で見ました。その中には避難所運営に当たった方もいたようでございます。その中では、報告の中に、日ごろからの備えと発生時にどう対応するか事前にノウハウを学んでいく必要性を感じたと、このようなことを語ったと書いてありました。

小学校の体育館を指定避難所にした場合、例えば段ボールベッドをつくったら、それが何区画とれるのだろうか、あるいは直後に何人が収容できるのだろうか、このようなことを私も実は十分つかんでいない。今度の小野の防災訓練では、そのあたりの部分もしっかりと実際に区画を引いてみて確認作業も行う予定でおります。

そこでお聞きします。熊本地震での派遣職員の体験やそこで得たノウハウを生かす方策について、防災士や関心のある市民を対象に派遣職員と報告を兼ねた懇談会等を開催したらどうかと思っております。見解をお聞かせいただきたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御自身の経験から、日ごろより防災に多大なお力添えをいただいておりますことに感謝申し上げます。御質問にお答えをいたしたいと思っております。

このたびの熊本地震に対する本市の職員派遣につきましては、行政報告で申し上げたところでございますが、現在も罹災証明発行業務や総合相談窓口業務などの支援、いわゆる行政支援ということになります。そういうことの中で2名の職員を継続して派遣をいたしております。

また、災害派遣から帰任、戻ってきました職員に対しましては、5月20日に私も立ち

会しまして、第1回目の熊本地震被災地支援活動報告会なるものを開催いたしまして、避難所の運営支援や罹災証明等の行政窓口支援の体験あるいは気づきなどの報告を受けたところでございます。

この報告会におきましては、避難所の運営マニュアルはあったものの職員の割り当てが十分ではなかったという課題報告や、平常時から被災者支援制度について整理し、新たに追加された最新の支援制度について、できるだけ速やかに職員間で共有することができる仕組みをつくっておくことが重要ではないかという気づきなど、派遣職員からさまざまな内容の報告があり、受けているところでございます。

今後は、こういった派遣職員の気づきなどを本市の災害応急対応に関する各種マニュアルの見直しなどに生かしていきたいと考えております。あわせて、毎年開催しております防災士フォローアップ研修において、派遣職員の体験などを地域において生かしていただくためにも、職員との懇談も検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） 御答弁大変ありがとうございました。今後本市のマニュアルに生かした形をとりたいということで、ぜひよろしく願いいたします。

そこで1点だけ、再質問させていただきます。私どもで小野地区で防災訓練を今回行うに関して、小・中学生も交えた土曜授業という格好で一緒に訓練します。そういった場で、地域の住民プラス小・中学生等にもこのような体験談を話していただくような機会がとれたら、よりよい、将来の子どもたちのためにも有効な手だてになるように感じますが、この件に関しては検討の余地はないかお聞きいたしたく存じます。どうぞよろしく願います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 経験を生かした体験談を小学生等に話したらどうかという御質問ですが、小学校だけでなく地区の方からも災害派遣に行った職員の体験談をお聞きしたいという御質問も含めて、そういった要望がございましたら、出前講座等こういったものも含めて、被災地支援を行った職員を派遣してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。

では、以上で、この項については終わります。

2つ目ですが、関連として指定避難所についてお聞きいたします。

指定避難所の運営について、地震による広域被害については、全市域において指定避難所を開設する必要があります。この指定避難所は、開設については行政が行いますが、運営の主体は地域の運営委員会が主体となります。市から派遣職員や施設管理者もかかわるようになりますが、地震の場合、市の職員も含めて全員が被災者となります。そうすると、おのずから住民主体で避難所運営をする必要が出てきます。

4月22日の毎日新聞の記事によると、

益城町平田地区では、集会所と町保健センターでは支援の格差が非常に大きかった。

指定外の避難所を把握しきれていない。

との記事が掲載されていました。町内で7,000人が避難生活を送っている。町の職員は250人しかいない。そこで避難所運営には50人しか割けなかったということでした。

避難所生活が2週目に入るところには、被災者の要望も変わってまいります。まず、食事が同じものの繰り返しでは文句も出てきますしあるいは体調を崩し感染症のおそれも高まります。ストレスがたまり、被災者同士のトラブルも起きやすくなります。こうした問題の解決策は住民が結束して立ち上がることです。

5月26日の毎日新聞の記事には、

防災士が各避難所を回ってみたところ、100点をつけた指定避難所があった。その避難所を仕切っているのは、避難してきた25歳の女性であったと。この方が細かいことに配慮して、いろんなことを配慮したおかげで、その避難所が非常にスムーズに運営できてた。

という記事が載っておりました。

そこでお聞きいたします。避難所運営の主体は誰か、いま一度確認いたしたく存じます。避難所に防府市内で各避難所を何カ所設営して、そこに実際職員が何人派遣できるんでしょうか。あるいは食料の備蓄はどの程度ありますか。その他、ウエットタオルとか紙おむつとか、そのようなその他のものでどのようなものが備蓄されておりますでしょうか。

以上について、お聞きいたしたく存じます。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） それでは、避難所の運営方法についての御質問にお答えいたします。

まず、避難所運営の主体、こちらにつきましては、災害発生時は相当な困難が予想されるため、地域住民の方々が速やかに避難できるよう市が避難所を開設するとともに、市の職員が主体となって自治会、自主防災組織、施設管理者等との連携を図り、運営に当たることとしております。

また、避難所への市職員の配置数でございますが、指定避難所ごとに1人から最大5人配置し、合計でちょうど今100人の職員を年度当初に指名しております。避難所における一般的な業務などを示した避難所運営マニュアルをもとに説明会も行い、災害時の混乱を防ぎ円滑な避難所運営ができるよう努めてまいります。

しかしながら、今回の熊本地震のような大規模災害が発生しますと、職員の十分な配置が見込めない場合があります。こういったことが考えられますので、避難所運営の一部を自治会へ委ねるなど地域との協力体制の見直しを行いながら、運営が場合によってはそういったこともして、円滑にできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、避難所における備蓄の内容でございますが、指定避難所のうち小・中学校においては防災倉庫を設置しております。こちらに例えばアルファ化米100食程度の食料や紙おむつや生理用品などの衛生用品、それからタオルや紙コップなどの生活雑貨など、ほかにもたくさんございますが、そういったものを備蓄しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） 済みません、一括でやらにゃいかんことちょっと抜けておりました、続けてやらしていただきます、済みません、失礼しました。避難所運営について、もう1項目あわせてお聞きしなきゃいかんところ、済みません、抜けておりました。

避難所運営のもう一つの問題で、避難所については大規模災害に伴い停電が発生いたします。このような場合、明かりはろうそくや乾電池等で対応できますが、トイレの水や扇風機あるいは炊飯、携帯電話の充電などで電気が必要になります。指定避難所それぞれに、例えば工事現場なんかで使う発電機を持ってくるなりした場合には、簡単に接続できて、すぐにそこが稼動できるような設備になっているかどうか。あるいはその際の発電機の確保というのは、それなりの数が確保できているんでしょうか。この件についても、あわせてお聞きいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） では、今の停電時の対応についての御質問にお答えいたします。

災害時指定避難所が停電した場合には、これまでも答弁しております発電機をレンタルで調達するとともに、市で購入した6台の電気自動車も活用できるのではないかとというふうに考えております。こういったことで電源の確保に努めることとしております。

ただし、今議員がおっしゃったように、発電機から避難所の施設内に電源を通すための受け口としては電源切替盤が必要でございます。これにつきましては、現在設置してある

指定避難所は、具体的に言いますと右田中学校、華西中学校、大道小学校の体育館の3施設だけでございます。この3施設以外の電源切替盤の未設置避難所のうち、公民館などの市の施設につきましては、施設の更新時期等にあわせて順次電源切替盤を設置する予定でございますが、実際に災害が発生した場合には、その状況において必要な避難所に対しては応急工事により対応するしかないのかなというふうに考えております。

また、市の施設以外の指定避難所においては、停電時の電源確保について施設管理者と協議した上で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。指定避難所の発電機には、今、右田中学校、華西中学校、それから大道小学校でしたか、3カ所しかないということで、まず、大規模災害の場合には発電機が当然たくさん数が必要になってくると思いますし、それから緊急の場合には端子があればすぐ使えるということで、今後、新しい公民館あるいは小学校には、ぜひこのような工事も設備していただくようお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと再質問させていただきますが、今後、大災害の発生した場所に、防災士の資格を持った市の職員を派遣して避難所運営を学ぶようなお考えはありませんか、お聞きいたしたく存じます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 現在、熊本にも派遣中ですが、避難所運営などのノウハウを学べるよう、そういった状況調査を行う職員を、防災士の資格を持った職員を派遣してはどうかという御質問でございますが、現在は熊本へはカウンターパート方式により御船町に対して職員を派遣しておりますが、今県から通知がございまして、これから御船町を特定していない熊本地域全体での7月以降、中長期の職員派遣の要請が参っているようでございます。

こういったことから、今後、若手職員を中心に派遣し、経験を積ませると同時に、実際に本市で災害が起こった場合の配備体制により、各担当となる職員を現地に行かせることで、こういったことで得たさまざまなノウハウを本市の災害等に、体制整備に生かしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） ありがとうございます。ぜひ現地に行って、見ないとわか

らないことがたくさんあると思いますので、災害がたくさんある機会は余り好ましいことではありませんが、もし災害等があれば、そのような機会は逆に生かして、今後の防府市の防災にも役立てる必要があるように思います。よろしく願いいたします。

それでは、もう1点、再質問させていただきます。先ほど説明の中で、ちょっと申し述べましたが、小野地区に限らず防府市内全域で指定避難所を、例えば各小学校校区に指定避難所を設けた場合、17小学校があります。そうすると地域によっては、やはり避難所についてそれぞれたどり着けないとかいろいろなことがあって、避難所同士の格差が出てくるように思いますが、その辺については手だては十分できているのでしょうか、お聞きいたしたく存じます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 避難所の格差対策ということでございますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、各指定避難所に職員を配置しております。災害対策本部との連絡を緊密にすることで、しっかり情報共有することで格差や漏れがないよう調整し、避難所運営マニュアルに基づいた適切な避難所運営ができる体制を整えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。

幾ら訓練しても、実際の災害のときには対応できないことが多々あるかと思います。しかしながら、訓練をやれば、それが2割でも、3割でも役立ってくるように思います。そういった意味で、今後も小野地区においては防災訓練を引き続き少しでもレベルアップして実際の災害に備えていきたいと、このように思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、11番、清水議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、8番、上田議員。

〔8番 上田 和夫君 登壇〕

○8番（上田 和夫君） 改めまして、おはようございます。会派「自由民主党一心会」の上田和夫でございます。通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回は市の障害児支援に対する取り組みについて、4点お尋ねをいたします。まず、1つ目が、児童発達支援センターの設置について。次に、2つ目が、発達障害の診断や療育を行う医療機関の設置について。3つ目が、「あいサポート運動」の市の取り組み状況

について。4つ目が、福祉と教育の連携、特別支援学校や特別支援学級、保育園、幼稚園との交流についてです。

発達障害者支援法は、平成16年12月に成立し、平成17年4月に施行されました。この法律は発達障害に早い段階で気づき、発達支援を行うことに関して、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、発達障害者への学校教育における支援、就労の支援、発達障害者支援センターの設置や発達障害者を支援する民間団体への支援を図ることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資することを目的としております。

この法律において発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められるものとなっており、発達障害者とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいいます。

政令で定める発達障害は脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、その他厚生労働省令で定める障害とされております。さらに心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害とされております。

これらの規定により想定される発達障害者支援法の対象となる障害は、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、疾病及び関連保健問題の国際統計分類における心理的発達の障害及び小児・児童期及び青年期に通常発達する行動及び情緒の障害に含まれる障害であります。

また、法律上の障害者の定義は、平成16年5月に改定された障害者基本法で定められた知的障害、身体障害、精神障害に限定されていましたが、この支援法によって新たに発達障害が位置づけられました。

福祉制度の大変革である平成18年4月に施行された障害者自立支援法では、支援の対象として発達障害が明記されたわけではありませんでしたが、平成22年10月の同法の一部改正において対象障害者の見直しがあり、発達障害は精神障害に含まれるものと明記をされました。

また、本文にはありませんが、高次脳機能障害も発達障害と同等とすることが示されました。このことで法的に発達障害者と18歳未満の発達障害者である発達障害児は、精神障害者と同様のサービスの利用が可能となりました。

支援法の定義は先ほど述べたとおりであるのに対して、一般に発達障害とは生得的な障害であるので知的障害と同様な支援が必要で、その支援のあり方において中途障害とは質、量とも違いがあり、かつ支援は一生継続しなければならない状態と理解をされております。

具体的には知的発達障害、脳性麻痺などの生得的な運動発達障害、自閉症やアスペル

ガー症候群を含む広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害及びその関連障害、学習障害、発達性協調運動障害、発達性言語障害、てんかんなどを主体としております。視覚障害、聴覚障害及び種々の健康障害を含む場合もあります。つまり広範囲で包括的な概念が発達障害だと考えられております。

また、発達障害者支援法の成立に至るまでには、厚生労働省と文部科学省による2つの流れがありました。厚生労働省では、平成14年4月より自閉症発達障害支援センター運営事業を開始し、都道府県あるいは政令都市に1カ所の設置を目指し、自閉症とその周辺の発達障害を支援するネットワークを構築しようとしたしました。このことは広汎性発達障害の支援を想定したシステムであります。

文部科学省では、発達障害の対応を検討する中で、特殊教育から特別支援教育という枠組みへの移行をすることになりました。特殊教育の対象ではなかった高機能自閉症、注意欠陥多動性障害、そして学習障害などの軽度発達障害児も特別支援教育の対象に加えようということでありました。従来の障害者の枠組みでは対応が不十分であった広汎性発達障害と特別支援教育の対象となる障害を、新たに支援の対象とするのが発達障害者支援法の意図であります。

そこで、1つ目の質問、児童発達支援センターの設置についてです。児童発達支援とは、障害のある児童が日常生活における基本動作や知識、技術を習得し、集団生活に適用できるように支援するための通所施設であります。児童福祉施設と定義される児童発達支援センターとそれ以外の児童発達支援事業所に分かれます。

児童発達支援事業所は、障害のある児童が日常生活における基本動作や知識、技術を習得し、集団生活に適用できるよう支援するための通所施設で、施設に通う子どものケアを主としております。

児童発達支援センターは、今述べました児童発達支援事業所の機能とあわせて、施設の持つ専門機能を生かして地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる保育園などへの援助、助言を行う施設です。

また、福祉サービスを行う福祉型と福祉サービスにあわせて療育を行う医療型に分かれます。それぞれの施設の設備基準や人員配置基準、また必要となる資格に違いがあります。

本市には児童発達支援事業所は5カ所あり、定員が45人となっております。しかしながら、現在児童発達支援センターは県内6カ所ありますが、本市には設置してありません。

本市の児童の中には他市の児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通っている方がいらっしゃいます。そこには嘱託医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等々が配置されていて、より専門的なサービスが受けられること、また本市でニーズが見出されてい

ないことなど、これらの理由により他市へ通っていると思われます。せっかく防府市に住みながら、他市にサービスを受けに行くことは大変残念に思います。そこで、市内の児童発達支援事業所を統括するために、本市に児童発達支援センターを設置できないかお尋ねをいたします。

2つ目の質問、発達障害の診断や療育を行う医療機関の設置についてです。発達障害のある子どもたちは、その障害の特性から学習面や社会性、コミュニケーションといった生活面について、さまざまな困難を抱えています。年齢が上がって生活の場が変化するにつれて、子どもたちが直面する困難はさらに増えていきます。障害に気づかない、あるいは気づいていても適切な支援を受けることができないと失敗などの経験が多くなり、自分は何をやってもだめなんだなどと自尊心の低下につながる。あるいは周囲の無理解や批難によって、鬱や後遺障害などの二次障害などに至る場合もあります。

発達障害の子どもたちは学べないのでは決してなく、その子に合わせた働きかけを行うことでできることが増え、その結果、生活面において適切な対応ができるようになります。そして、早ければ早いほど、その可能性は高まります。ただし、学びやすい方法は子どもによって異なるため、その子に合った学び方を考えると同時に、周囲の環境を整えてあげることも必要です。

このような発達障害の特性を理解した上での療育を早くスタートするためには、早い段階での診断が必要です。発達障害のある子どもたちは、専門医でなければ判断できません。早い段階で気づき、早く療育をするためにも、診断や療育をする医療機関が必要と思われます。

保護者の中には、「本市には発達障害の診断や療育を受けられる医療機関がありません。幼いときから適切な支援を受けることがとても大切です。ぜひ本市に発達障害の診断や療育を受けられる医療機関をつくってください。」との切実な意見もありました。このことから、本市に発達障害の診断や療育を受けられる医療機関の設置ができないかお尋ねをいたします。

3つ目の質問、「あいサポート運動」の市の取り組み状況についてです。

「あいサポート運動」とは、平成27年8月9日、山口県が「あいサポート運動」を創設した鳥取県と「あいサポート運動」の推進に関する協定を締結し、「あいサポート運動」を実践していただく方、「あいサポーター」と言いますが――の要請やあいサポート企業、団体の認定などを推進している事業でございます。

平成28年3月末現在、山口県における「あいサポーター」数が5,436人、「あいサポーター」企業団体数が29団体です。

障害はいつでも、誰にでも生じ得るものです。障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。また、複数の障害をあわせ持つ場合もあります。そして外見だけでは障害があることがわからないこともあるため、周囲に理解されず苦しんでいる方もおられます。

障害の種類、程度は人それぞれ違いますが、少しの介助があれば地域の中で日常生活を営み、障害のない方と同じ職場で働いている方や趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんいらっしゃいます。

障害ある方と温かく接し、困っていそうな場面を見たら一声かけてサポートしたり、必要に応じて支える姿勢が大切です。また、それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えていくことも大切です。

このように「あいサポート運動」は、障害の内容、特性や障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解していただき、障害ある方への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動です。そこで、本市における「あいサポート運動」の取り組みについてお尋ねをいたします。

4つ目の質問、福祉と教育の連携——特別支援学校や特別支援学級、保育園、幼稚園との交流についてです。

この質問も保護者の中には、「特別支援学校や特別支援学級との交流と同時に、余り先入観のない幼少期から障害児とかかわることはとても大切なことだと思いますから、保育園や幼稚園にもそういう機会が必要である。」との意見がございました。

文部科学省の特別支援教育は、障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとなっております。

また、障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮のもとに特別支援学校や特別支援学級あるいは通級による指導において、適切な教育が行われています。

そして、交流及び共同学習においては、障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要であります。

また、交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小・中学校の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

また、保育園や幼稚園は、子どもにとってまさに生活の場であり、自分の家庭に近い地域の中で、日常的に同年齢の子どもたちとともにお互いにかかわりながら主体的に行動する場です。

このような集団体験は家庭だけでは実現できないものであり、子どもがさまざまな力を身につけ、生活をより豊かなものにしていくという意味で発達を促すことにつながっております。特に障害のある子どもにとっては、このような集団体験によって経験の幅が飛躍的に広がり、同年齢の子どもと共通した発達経験が得られることで全体的な発達が促されると考えられております。

今後、障害のある、なしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会、いわゆる共生社会を目指していくためにも、子どもたちからの交流体験はとても重要だと考えられます。

幼少期から小・中学校まで交流体験をスムーズにつなげ、各関係機関が情報を共有しながら適切な療育ができる体制を築いていくためには、福祉と教育の連携がさらに求められております。そこで、本市における福祉と教育の連携についてお尋ねをいたします。

以上、4点、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 上田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

お尋ねの1点目の児童発達支援センターの設置についてでございますが、児童発達支援センターは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び発達障害児を含む精神に障害のある児童に対しまして、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練などを行う児童発達支援とともに、児童発達支援センターにおいて配備される嘱託医、理学療法士、作業療法士など、職員の有する専門性を生かし、地域の障害のある児童やその御家族の相談を受けることはもとより、障害のある児童を預かる市内事業所への助言、援助を行うことなどから、地域の中核的な療育支援施設と位置づけられるものでございます。

なお、この児童発達支援センターでは、授業の終了後または休業日に通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス及び障害のある児童が集団生活を営む保育所などの施設等を訪問し、その施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援業務をあわせて実施されておられるところもでございます。

この施設の設置につきましては、山口県では障害保健福祉圏域の範囲に1カ所から2カ

所、また、おおむね人口10万人に対し1カ所の設置をイメージされており、山口・防府圏域においては、既に山口市の「子ども発達支援センター愛」が事業を行っておられるところでございます。

また、本市においては、現在、発達障害のある児童やその御家族に対する支援を行う身近な療育の場として児童発達支援事業を行う事業所は5カ所ございますが、障害のある児童やその御家族の方々への支援とともに、児童発達支援センターの有する専門機能を生かした市内事業所への支援の必要性についても十分に理解をしております。おおむね人口10万人に対し、児童発達支援センター1カ所の設置が望ましいという観点からも、本市では現在その設置に向けて準備に入ったところでございます。

次に、お尋ねの2点目、発達障害の診断や療育を行う医療機関の設置についてでございますが、発達障害者支援法で、発達障害とは、議員御指摘のとおり自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現してくるものとされております。

このうち児童の発達障害の診断ができる医療機関については、本市には山口県立総合医療センターがございます。しかし、現在、本市には療育のできる医療機関はございませんので、療育が必要な方々におかれましては、山口市をはじめ他市の医療機関を利用されておられる状況でございます。児童の発達障害の療育ができる医療機関の設置につきましては、医療機関の協力が欠かせません。今後、本市といたしましては、防府医師会や防府小児科医会等関係機関へ診断、療育のできる医師の確保や発達障害のある児童に対して療育ができる医療機関の設置を強く要請してまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの3点目、「あいサポート運動」の市の取り組み状況でございましたが、「あいサポート運動」は、御指摘のとおり平成27年度から山口県が推進している、誰もがさまざまな障害の特性や障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対し、ちょっとした手助け、配慮を行い、誰もが暮らしやすい地域社会、いわゆる共生社会を一緒につくっていきこうという運動でございます。

この運動の推進に当たって、山口県では運動を実践する人を指す「あいサポーター」になるための研修が行われたところであり、本市も昨年、障害福祉課職員がこの研修に参加し、「あいサポーター」の認定を受けたところでもございます。

今後も山口県と連携を図り、市広報やホームページ等で市民の皆様や企業への当該運動に対する理解、促進に努めてまいりたいと考えております。

また、この「あいサポート運動」の推進に当たっては、外見からは援助を必要とすることがわからない方や内部障害をお持ちの方々の方が身につけることで、援助を得やすくす

るため作製された「あいサポートマーク」の周知と、その利用促進を図ってまいりたいとも考えております。

最後に、特別支援学校や特別支援学級、保育園、幼稚園との交流についてのお尋ねでございましたが、保育所や幼稚園では、集団保育が可能な障害のある子どもも受け入れておりまして、園児は日ごろから障害のある子どもとかかわりを持っております。

市内の公立・私立の保育所では、近年、障害のある子どもや、いわゆる「気になる子」の入所が増加傾向にございまして、平成27年度におきましては2,140人の入所児童のうち、実に131名が発達障害も含め何らかの障害のある子どもということで、全体の6%になっております。

そのため、各保育所では、障害児保育の研修会などに積極的に参加され、専門的知識を身につけた保育士が、その保育に当たっておられ、集団保育を行うことにより、障害のある児童の発達を促し、その成長をサポートしているところでございます。

また、特別支援学校や特別支援学級、保育園、幼稚園との交流につきましては、保育所や幼稚園の園児が、小学校の運動会等の行事に参加する際に特別支援学級の児童との交流の機会が生まれております。

「防府市なかよし園」においては、保育所などに児童が訪問し、園児との交流を図っており、「華の浦学園」においては、夏祭りなどの行事に、保育所や幼稚園の園児に限ってはいませんが、地域の子ども会を招き交流も行っておられます。今後、さらに交流の機会を増やすにはどのような方策があるのかなども研究し、より多くの交流の機会が持てるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、近年の発達障害児急増について、お産直後のいわゆる周産期医療に問題があると警鐘を鳴らし続けておられるドクターもおられ、私は折々にその方のお話を伺ってもおります。

生まれてくる子どもが年間100万人、おおよそでございますが、そのうちのこれも大変おおよそですが10%、1割に近い方々が発達障害も含めた障害児であるということは、これは私は異常なことだと思っております。

私もさまざまな機会に勉強もさせていただいておると同時に、全国市長会におきましても、有志市長によるプロジェクトチームを立ち上げるのところまで、今、来ているところでございます。

発達障害児を含む障害児のケアの問題は大変重要な問題でございますが、そのような子どもが生まれてくることを未然に防いでやる責任が私たちには大いにあるのではないかと、私も強い懸念と関心を持って対応に努めているところでございますので、一緒に取り組ん

でまいりたいと、このことをお願いも申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 上田議員。

○8番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。特に1番の児童発達支援センターの設置については、準備に入ったという前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

2番目の医療機関の設置については、これはなかなか難しい問題だと思いますが、引き続き関係機関に強く要請のほうをお願いしたいと思います。

3番目の「あいサポート運動」については、けさちょっと同僚議員から、2月に受講して「あいサポーター」になりましたというのをお聞きしましたので、市の職員におかれましても、少しでも多くの方が「あいサポーター」となれることを期待しております。

4番目につきましては、これからも特別支援学校・支援学級、保育園、幼稚園との交流の機会を増やしていただきたいというふうに思っております。

それでは、4点、再質問をさせていただきます。

まず1点目が、他市の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所に通っていらっしゃる人数が何人いらっしゃるかお尋ねをいたします。

2点目が、本市の児童発達支援事業所の利用状況についてお尋ねをいたします。

3点目が、発達障害に関する講演会や勉強会をどのように開催されているかお尋ねいたします。

4点目が、小・中学校の特別支援学級の設置数についてお尋ねいたします。よろしくお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） それでは、御質問にお答えいたします。

私のほうからは、1点目から3点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、他市の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所に通っておられる方の人数についてというお尋ねでございますが、他市、市外の児童発達支援センターを利用された人という数字になりますが、1回でも利用された方という数字になりますが、平成24年度が3人、25年度5人、26年度3人、27年度3人というふうになっております。

また、児童発達支援事業所のほうを利用された方につきましては、平成24年度が39人、25年度が49人、26年度が47人、27年度が53人となっております。

続きまして、2点目の本市の児童発達支援事業所の利用状況についてのお尋ねだったか

と思いますが、平成27年度の1日の平均利用者は、「防府市なかよし園」が定員10人に対し11.7人。それから「華の浦学園」が定員10人に対し0.12人。それから「児童発達支援てだのふあ」が定員5人に対し5.2人。それから平成27年10月事業開始をされました「リプラス」というのがございますが、こちらにしましては定員10人に対して4.62人。それと、平成28年、ことしの2月事業開始をされております「jump」、これにつきましては定員10人に対し1.88人となっております、市全体で見れば、定員をまだ満たしてはいないような状況になっております。

続きまして、3点目です。発達障害に関する講演会や勉強会をどのように開催しているかということだったかというふうに思いますが、市障害福祉課の関係では発達障害などの理解促進セミナーを、小・中学生の保護者と市民に向けて開催をいたしておるところでございます。

また、子育て支援課関係では、毎年留守家庭児童学級の指導員、これに向けましてそれを対象に発達障害に関する子どものかかわり方、そういったことについて研修会を開催しておるような状況でございます。

それから、健康増進課関係でございますが、毎年5歳児の発達相談会というのを実施しております、保護者の育児不安の解消を促しているような状況でございます。

また、要保護児童対策地域協議会という協議会、要保護児童ですので虐待とかそういった関係の協議会でございますが、こちらでは保育士、幼稚園教諭、留守家庭児童学級指導員等を対象にやはり発達障害の子どもへの接し方などの研修を開催しておるところでございます。

さらに、山口健康福祉センターにおいても、防府市内の保育所、幼稚園及び保健教育福祉の関係職員、医療関係者等を対象に、発達相談支援者の研修会を開催されたということでございます。そういった研修がされてるといような状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうから4点目の小・中学校の特別支援学級の設置数についてお答えいたします。

5月1日現在でございますが、小学校17校中14校に知的障害の学級が16、肢体不自由5クラス、難聴のクラスが4、情緒障害のクラスが17、合計42学級。中学校におきましては、知的障害の学級が6、難聴の学級が2、情緒障害の学級が9、合計17学級、小・中合わせると59学級でございます。

このほかに5月1日では開設していなかったんですが、総合医療センターの中に入院する子、長期的な入院に対して病弱の特別支援学級、ことしは既にもう2回開設しております。

す。そうした状況でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 申しわけございません。先ほどの第1点目の市外の児童発達支援センター利用されている方の人数をお伝えしたところですが、補足なんですけれども、市内の児童発達支援事業所に通われている方の人数、利用されている人数もお伝えしたほうがよいかと思っておりますので、ちょっと補足させていただきます。

市内の児童発達支援事業所を利用された方、これにつきましては、平成24年度24人、平成25年度が41人、26年度65人、平成27年度96人という状況になっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 上田議員。

○8番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。今の御答弁で、他市のほうにたくさんの方が通ってらっしゃるのが大変残念には思いますが、施設自体がそんなに市内になかったという理由でもあると思います。

また、市内のほうの利用者も年々増えているのは先ほどの御答弁で、27年度、2カ所増えた結果、利用者がまた増えているということだというふうに思います。

また、先ほどの勉強会、講習会についても、いろんな課と県とか民間の方々がたくさんやられておりますが、なかなか市民が知る機会が少ないと思っておりますので、市民の皆さんに対して周知をしていただきまして、受講しやすいようお願いをいたします。

また、今、小・中学校での設置数をお聞きしましたが、ほとんどの小・中学校で特別支援学級が設置されている現状はわかりましたが、また、いろいろな障害児のニーズに対応されていることもわかりましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ことしの5月25日に、この発達障害者支援法が改正され、参議院本会議で可決、成立をいたしました。これにより教育や就労の支援策の充実を図り、関係機関と切れ目ない支援を促すことができます。

教育については、発達障害がある子どもが、ほかの子どもたちと一緒に教育を受けられるよう通級指導を求めています。個々に合った支援の目標などを明記して、個別の教育支援計画、個別の指導計画の策定を進めるといたしております。

現行の学習指導要領では、特別支援学校に限って義務化されていますが、小・中学校の特別支援学級などでは策定を推奨しています。さらにいじめ対策にも言及したり、教育や医療、福祉などの専門的知識を有する人材の確保も掲げております。

こうした施策については、教育再生実行会議の第9次提言にも示されております。このほか就労等についても、国や都道府県が働く機会の確保に加え、職場への定着を支援する規定のほか、刑事事件などの取り調べや裁判で不利にならないように、意思疎通の手段を確保するように求めています。このように、ことしになってさらに発達障害の支援策の充実が図られております。

先ほど、児童発達支援センターの設立については準備を進めていますという、大変前向きな御答弁をいただきました。これはできるだけ早期に設置をしていただいて、発達障害の療育の質を向上させて、あわせて他の児童発達支援センター事業所も主導し、市が積極的に役割を果たしていただきたいと強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、上田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、3番、木村議員。

〔3番 木村 一彦君 登壇〕

○3番（木村 一彦君） 「日本共産党」の木村一彦でございます。今回は防災の問題で質問いたします。

先ほどの清水議員の質問とも多少かぶるところがあるかと思いますが、よろしく御答弁をお願いします。

最初に、指定緊急避難場所の問題についてお尋ねいたします。災害が襲ってきたときの住民の生命を救うための初動の対処として、この緊急の避難場所の役割は極めて重要なこととは言うまでもありません。本市において現在、この体制が果たして万全につくられているかどうか。

この6月1日号の市の広報にも、各地区ごとに洪水、高潮、崖崩れ等、津波、地震、大規模な火事、内水はん濫など、合わせて合計90数カ所の指定緊急避難場所が掲載されております。しかし、市域の多くを海拔の低い干拓地が占めている本市の地政学的特徴は、津波や洪水、高潮などの水被害に弱いという大きな弱点を持っております。

先日来行われた議会報告会で、私は新田、西浦、華城、玉祖の各地区の報告会に行ってまいりましたが、多くの干拓地を抱えるこれらの地域では、とりわけ津波、洪水、高潮などの水被害に対する不安が多く出されておりました。地域のどこにも高い建物や高台がない、どこへ逃げればいいのか——これは玉祖地区で出されましたし、また、報告会ではありませんが、大道地区の住民の皆さんからよく聞く不安であります。

また、指定避難場所は多くが海側にある、津波が来る方向に向かって逃げるといのは

心理的に困難がある——これ新田地区で出された意見であります。

また、同じく新田地区では、南海トラフに伴う津波が発生した場合、一番安全だと思うのは、やっぱり桑山だと。襲ってくるまでの時間があるようなので、実際に歩いて桑山まで行って見たが、いざ避難場所に行こうと思うといろいろ困難があつて、すぐには避難できないことがわかったというのも新田地区で出されました。このようにたくさんの指定避難場所についての率直な意見が出されたわけであります。

また、これは玉祖地区の話であります。指定避難場所には備蓄倉庫もなく、地域の実情から見ても最も適切な場所とは言えないのではないかと。指定する際には地域の状況をよく知っており、危険が潜んでいる箇所もよく知っている地元住民ともっと話し合つて決めるべきじゃないか、こういう意見も出されました。さらに、これは新田だったと思いますが、必要な場所には津波などを避ける人口の構造物をつくるべきではないか、こういう意見も出されたわけであります。

初動段階で住民の生命を守るには、日ごろの備えが大事であることは言うまでもありません。個人、個人の備え、安全に歩いて避難できる避難場所、安否確認がとれる自主防災組織、避難経路の確保、必要な数に見合う食料や毛布の地域ごとの確保、これらを行政の責任で備えることは必要とされています。

そこでお尋ねいたします。現在の指定避難場所で、初動の被害をどの程度乗り切れると想定しておられるのか。

また、いざというときに備えて、地区住民と行政の意思疎通がきちり行われているとお考えなのかどうか。もしそれが十分に行われていないとすれば、今後どのような対策をお考えなのでしょう、お答え願いたいと思います。

次に、熊本などの経験も踏まえまして、初動で助かった人たちを1人とも犠牲にしない、こういう立場から、全ての被災者の避難生活の質を抜本的に改善する問題について質問いたします。

身近な被災住民に寄り添えるのは、何ととっても市町村です。熊本でも合併しなかった小さな町の教訓が残されております。

甲佐町は人口1万1,000人の小さな町ですが、広域合併をしなかったため行政の目が住民の隅々まで届き、今回の災害に当たっても車中避難者を含めて朝夕で2,200食を消防団の力を借りて全員に届けることができた。また、避難者がどこに何人いるか全てを把握して、そして家屋の被害実態も目視で全て確認しているそうであります。

こういう自治体もありますが、熊本全体でまず問題にされたのは、劣悪な避難所の改善の問題であります。熊本では、必要な情報が全ての被災者に届かないために、多くのとこ

るで混乱が起こったと言われております。

また、行政が、被害の全容を把握するのにおくれをとったため、一部の避難者に救護の手が全く届かず置き去り状態にされたとも言われております。水や食料が届かない、温かいものが食べられない、障害者、お年寄り、子どもたち、こういう弱者がしわ寄せを受けるなどの状況があったそうです。

そこで本市の場合、全ての被災者に対する必要で正確な情報の繰り返しの伝達、被害の全容をいち早くつかむための方策をどのように立てておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

特に避難所での生活を少しでも過ごしやすいものにするために、簡易ベッド、畳、マット、カーペット、パーティション、テレビ、ラジオ、冷暖房機、仮設洗濯所、仮設トイレ、簡易シャワー、仮設風呂など、災害の規模に応じて十分なものを確保できる事前の準備がされているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

また、ごみや瓦れきの問題も深刻であります。この処理対策はどうなっておるかお聞かせ願いたいと思います。

さらに熊本では、避難所の運営も多くが自治会や学校関係、ボランティアに依拠していたため、所によっては行政の指導的役割が発揮されずに、責任の所在が不明確になるという問題もあったそうであります。これらへの対処策は考えておられるでしょうか。

また、避難所でのワンストップ相談窓口の設置の必要性も、熊本では浮き彫りになってまいりました。これらについてどのように検討されているかお答え願いたいと思います。

また、初動後の深刻な問題は、水、電気、ガスなどのライフラインの断絶です。これらの対策はどうなっておりますでしょうか。

熊本では、家屋の危険度判定が大きいくおくれたため、住民が緊急に求める罹災証明がなかなか出せないという問題も発生しました。

また、罹災して使えなくなった機械類のリース代引き落としや、家業が続けられなくなったために融資の返済期限が過ぎても支払いができないなど、地域経済は大きな打撃を受けております。これらをどう軽減していくのか、国や県と協力して時期を失することのない対策を実施することも必要だと指摘されております。これについての対策はお考えでしょうか。

いずれにせよ災害が大規模になればなるほど、マンパワーの不足が深刻になってまいります。他の自治体への援助要請や協力協定、消防団や女性団体、労働組合、商工団体など、地元に基づいて活動している草の根の諸団体の力を行政と協力して遺憾なく発揮してもらう問題も不可欠であります。これらの取り組みの状況はどうなっておりますでしょうか。

以上、可能な限り十分に達成するため、これまで各地の被災地に災害派遣された市職員の経験、知見を生かすことはこの上なく重要であります。これは清水議員も指摘されたとおりであります。これらを学ぶための対策会議などはどの程度開かれ、蓄積されておりますでしょうか、このこともお答え願いたいと思います。

最初の質問は以上であります。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたしますが、事前に私どもが聞いて答弁書をつくったわけですが、内容が若干足りないところが私なりに斜め読みではありましたが感じておりますので、足りないところはまた担当のほうから補足をさせていただくということでお許しをいただき答弁させていただきます。

議員御承知のとおり指定緊急避難場所とは、災害が発生または発生するおそれがある場合に、すぐに避難する場所であり、自主避難場所とは指定緊急避難場所のうち避難勧告等が発令されていない段階で、住民の方がみずから避難される施設でございます。

この指定緊急避難場所は、政令で定める基準に適合する施設または場所を災害の種別ごとに指定することになっておりまして、原則として人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる安全区域内に立地することが当然求められております。

したがって、本市では、当該施設はもちろんのこと、その施設への進入路が土砂災害警戒区域または土砂災害特別計画区域内にある場合には、指定緊急避難場所としての指定をしないようにしております。

また、原則として、地域にある公共施設などを指定しておりますが、施設も限られておりますので、民間施設が利用できるよう協定を結ぶなどして、地域ごとの指定緊急避難場所の確保にも努めております。あわせて、住民の方の居住地によってはどうしても指定緊急避難場所まで距離がある場合もございますので、自治会または自主防災組織において地域住民の方が身近で避難できる場所として、地区一時避難場所を定めていただくなどの対策を促進しているところでもございます。

なお、この地区一時避難場所は市が指定するものではございませんが、避難勧告時の対象地域となった場合には、市の指定緊急避難場所に準じて物資の配布などの支援を行うこととしているところでございます。

ただいま説明させていただきました指定緊急避難場所等につきましては、先日本配りいたしました市広報、6月1日号に掲載するとともに、市ホームページ、防災マップや市民便利帳などにより市民の皆様へお知らせしているところでございます。今後も引き続きい

ろいろな媒体や機会を通じて避難場所等の啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難生活の質の抜本的改善策についてでございますが、まず1点目の避難所の改善点についてでございますが、避難所においては自主防災組織等の協力を得て、避難者への情報提供や避難状況の情報収集を行い、あわせて市災害対策本部に対しては、被災状況等を定時報告することで情報共有を図ることとしております。

また、避難所での生活環境を整えるための事前対策としては、災害の規模、避難者数、避難所の開設期間などにより必要物品等が変わってくると思われまますので、状況に応じて民間事業者等との協定などにに基づき必要物品等を手配し、避難所へ届けることとしております。

なお、避難所において、搬出されたごみにつきましては、避難所開設場所を収集ルートに組み込み、早急に収集することとしております。

次に、2点目の避難所運営の責任の所在と避難所でのワンストップ相談窓口の必要性でございますが、まず避難所運営の責任主体は市でございますので、市の職員が中心となって自治会、自主防災組織、施設管理者等と連携を図り運営に当たることとしております。

また、ワンストップ相談窓口の設置につきましても、災害の規模にもよりますが、状況に応じて地域の相談窓口を設置することとしております。

次に、3点目のライフラインが断絶したときの対策についてでございますが、水につきましては、市上下水道局の給水車での対応を考えております。電気につきましては、発電機をレンタルで調達し電源の確保に努め、ガスにつきましては、民間事業者との協定の中でカセットコンロ等の確保に努めたいと考えております。

なお、小・中学校に設置いたしております防災倉庫には、カセットコンロを準備いたしております。

いずれにいたしましても、行政だけの対応は難しいこともあり、ライフラインの関係機関などと連絡を密にして対応を図ることとしております。

次に、4点目の他の自治体への援助要請や各種団体との協力協定の取り組み状況についてでございますが、本市では国や県の関係機関や県内外の自治体との総合応援協定をはじめ消防応援協定、災害時放送の協定、避難場所等の開設に係る協定、物資提供協力の協定、災害救助犬の出動及び緊急対策業務に関する協定など70件の協定を締結しております。

今後も過去の災害などの教訓を踏まえ、可能な限り防災関係機関や民間事業者などとの間で必要な協定を締結できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、被災地に派遣した職員の経験などを学ぶための対策会議などが開かれているかということではございますが、先ほどの清水議員の御質問でも答弁をいたしておりますと

おり、このたびの熊本災害派遣から帰任いたしました職員につきましては、5月20日、第1回目の熊本地震被災地支援活動報告会を開催いたしまして、担当業務を通じての気づきなどについて報告を受けたところでございます。

今後は災害応急対応に関する各種マニュアルの見直しなどに派遣職員を参画させるなどして、本市の防災行政に活かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 木村議員の質問に対して具体的な部分はほとんど答えられておるんですが、最初のほうの文書的に御理解賜りたかったんですが、若干直接的な表現でしてなかったんで。

例えば現在の、どの程度乗り切れると想定しているか、あるいは災害時、いざというときに向けて地区住民と行政の意思疎通がきちり行われていると考えているか、この答えを具体的な言葉で申し上げておりませんでしたけども、例えばどの程度乗り切れるかについては、やはり災害の規模、状態に応じるわけですが、例えば避難場所につきましては、防府市民11万7,000人、6,000人なりおりますけども、場所の想定人数は18万人と、数字だけで言えば全体としてはクリアしていると。

確かに、住民との意見の中で、新田地区の方は海側へ避難するのはどうなのか、実際指定している避難場所にその地区の方がそこへ必ず行かなくちゃいけないというわけではないんですが、そのあたりをまずはしっかりと、住民ともう少し相談して、お話を聞いていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 最初の指定避難場所の問題ですが、今お答えをお願いした全部を合わせれば18万人を一応初動の災害からは救える、収容量があるというお話でありました。

しかし、最初に言いましたように議会報告会で、あれほど地域の代表の自治会長さん、連合自治会長さんから、こもごも指定避難場所についての不安が出されたという事実はやっぱり重く見る必要があると思うんですね。全体にやっぱり、今、総務部長お答えになったようですが、住民にまだ大丈夫なんだと、我が地区はここへ行けば大丈夫なんだという確信が生まれてないような気がします。

そういう点では、やっぱりこういう不安を全体にあるという事実をもう少し重く見て、出前講座その他市民が相談してきたら行くよというような受け身の体制じゃなくて、もっ

と現実に指定避難場所について不安を地域の代表の方が持っておられるわけですから、もっと徹底的に話し合いやシミュレーションもやっていく必要があるんじゃないだろうかというふうに思います。

かてて加えて、昨日田中敏靖議員もちょっと触れましたが、例えば牟礼公民館などの指定避難場所は50センチぐらい水に浸かるという問題がありまして、この指定避難場所、万全ではありません。

そういう問題も含めて、やっぱりもっと、まずは地域の代表、自治会長や連合自治会長からそういう不安の声が出ないような体制をとっておく必要があるということを思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 数字上では完全に押さえておるつもりでございますけども、やはり個別の地域、地区、住民のそれぞれの状況に応じて、本当にそれでよいのかという点については、実際にも自治会長等からも耳に入る場合がございます。その辺はしっかりとまた説明するなり、あるいは情報を聞き入れて改正するなりしていかなくちゃいけないというふうには考えております。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） ぜひその点をお願いいたします。

それから、2番目の避難所生活の問題です。熊本では、地震発生から1カ月以上たった時点でも食事はパン、カップ麺、アルファ化米のみで、昼食は提供されていませんでした。水は夕食時に1本だけしか渡されず、シャワーも浴びることのできない状態が、ある避難所では1カ月以上たってもそういう状態だったということが報告されております。

この避難所では、避難している方々が一緒に話し合って、市と交渉して、結果、電子レンジを設置したとか洗濯機を2台設置したとか、シャワー室の使用が可能になったとか、冷蔵庫の設置をした、それからペットボトルの水をもらえるようにしたと、こういうような改善が進んだそうです。

ということは、この方々も言っておられるんですが、個人ではいろいろ避難所生活に不満があったり不便を感じてても、なかなか言い出せない、遠慮してですね。それでなくてもいろいろお世話になってるという負い目がありまして、言い出せないという面があるようであります。やっぱりみんなが結束して、団体になって初めて思うことが言えたという結果が出ております。

ですから、最初に言いましたように、そういう意見が率直に出せる避難所の自治組織といますか、そういうものをまずつくっておくということと同時に、幾ら行政が配慮して

いるつもりであっても聞こえてこない声というのは当然出てくるわけですね。そういうことに本当に耳を傾けるような姿勢を持ってもらいたいなど。これは災害時だけでなく、日常の市役所の活動の中でそういうことが培われてないと、なかなかそういうことにならないと思いますが、ぜひその点を要望しておきます。

それで、この避難所生活の問題に関連して、一、二点ちょっとお尋ねします。先ほどの清水議員の質問に対する答弁でも、今避難所運営マニュアルというものをつくっているというお話がありましたが、一つは、これをどの程度、どの範囲にするかは別にして、例えば議員なんかにはある程度公開してもらえないだろうか、いうことは、マニュアルができていても、それ本当に十分なものかどうか気づきが、行政だけで気がつかない点がたくさんあると思いますので、そういう点をいろんな広い範囲の人たちの目に見てもらって、そして気づきをどんどん出してもらって、さらに運営マニュアルを改善していくということができると思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） 避難所運営マニュアルを職員の方、職員だけじゃなく議員の方とか自治会の方に見ていただくというのは、それは大変結構なことだと思います。現在避難所マニュアルというのは、避難所担当職員用にこれだけ分厚いものを用意しております。中には、私どもで気づいてない面がありましたら、ぜひ見ていただくことは大変結構なことだと思いますので、また配布のほう考えてみたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） ぜひお願いします。

それから、もう1つ、これもやはり清水議員の質問に関連して答弁がありましたが、災害派遣された職員の方の活動報告会というのをやられたそうですが、これはあくまで行政内部でやられたんだらうと思います。

それで、これを文章化ある程度されたものがあれば、これもどの範囲にするか慎重に検討が要りますが、やはり現実に起こった問題の教訓ですから、これも可能ならば公開していろいろ検討を重ねていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（藤津 典久君） まだ第1回目しか報告会自体はやってないんですが、それぞれの職員からも報告書いただく形で、まだ6月いっぱいもあるだけじゃなく、7月、8月以降も、これから中長期の派遣要請が来るように今聞いております。その中で、いろいろな問題点や課題を職員から聞いて、それを新たな防災計画の中で反映していきたいと

と思いますが、その際に皆様にもこういった意見があって、ここをこう変えましたというふうなやり方であれば、お知らせすることはできると思います。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） わかりました。

最後になりますが、市が作成された防災ハザードマップ、これも最大限の被害を想定してつくられてるというお話でありましたけれども、だから実際は千年に一度しか来ないような大きな災害を想定してるんだという、そういうお考えを聞きましたが、実際には今まで不安はどこで起こってるかと言うと、今まで大変大きな災害は、繰り返し起こってる最大の問題は、熊本も含めて次々に想定外が起こっているということなんですね。

だから、最大限だから大丈夫なんだと、実際来るのはそれよりもっと、例えば津波で言えば、そんなに奥まで来ないんだというような考えをもし仮に行政側にあつたら、私は大変な後悔をするような事態を生むと思います。

そういう点ではもう最大限あるいは想定外が起こり得るということを前提にして——これは難しいですけど、どこまでやればいいんだという話になりますけれども。災害はそういうことを例外なくやっぱりカバー——人の命がかかっているんですから、想定外が起こり得る、最大限を超えるものが起こり得るということを、やっぱり常に頭に置いて対策を練っていただきたいということを最後をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、木村議員の質問を終わります。

少し早いようではございますけれども、ここで昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 「公明党」の山根でございます。通告に従って質問をいたします。

最初に、軽自動車税について質問します。

一般社団法人全国軽自動車協会連合会ホームページの軽自動車の紹介を見ますと、軽自動車のよさを詳しく説明しております。市民の目から見る経済性の優位性ほか、その特徴

が述べられています。軽自動車は、燃費、価格、税金が安く、コンパクトで取り回しがよいことなど、今や日本国内で保有される3台に1台を占めるほど社会にしっかりと根づいています。

日本の道路の約84%は道幅平均3.8メートルの市町村道であり、その道路に対する軽自動車の道路損傷度は普通小型自動車の約7分の1となり、道路にも優しいことがわかります。公共交通機関に不便を感じる多くの地域では、軽自動車は移動に欠かせない足となっています。人口10万人未満の市町村では、軽自動車保有台数構成比は46%というデータがあります。

また、軽自動車ユーザーの3人に1人は女性であり、ユーザー全体の約4割は世帯年収400万円未満だそうです。軽自動車は全て国内で生産されており、軽自動車の生産は国内の雇用を安定的に下支えしていると言えます。

2016年4月の軽自動車新車販売台数は11万2,034台、これに対し軽四輪車中古車販売台数は24万3,207台です。同じように軽二輪車新車販売台数は5,680台で、軽二輪車中古車販売台数は1万9,076台となっています。このように中古軽自動車市場は拡大しており、新車販売台数を上回る状況であり、中古自動車は市民の重要な交通手段となっています。

この中古軽自動車の発生は、そのほとんどが新車販売あるいは中古自動車販売に伴う下取りまたはユーザーよりの直接買い取りにより発生しています。自動車販売業者により、下取りまたは買い取られた中古自動車のほとんどは再度ユーザーに転売する間、商品として展示在庫としています。これは毎年4月1日時点で、自動車販売業者が軽自動車税を負担をしております。これは棚卸資産に対する課税であり、かつ道路をほとんど走行しない軽自動車に対する課税であります。

そこでお伺いします。まず、本市の直近年度の軽自動車税の総額とその内訳を教えてください。

次に、業者が商品として所有する普通自動車は、減免措置として年税額の12分の3を減免しておりますが、その理由をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

そして、軽自動車税は、市町が課税徴収する地方税ですが、本市では業者が商品として販売目的で所有する中古自動車に、課税、免除措置はありません。業界団体等から要望のある課税免除措置に対してどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

軽自動車は、所有することで資産税としての性格を持つとともに、軽自動車を運行することによる道路損傷に対する修繕負担金としての性格をもあわせ持っております。

また、この税の課税種別としては、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車となっております。

まず、直近年度の軽自動車税でございますが、平成27年度において三輪以上の軽自動車が約2億4,300万円、125ccを超える二輪車が約700万円、125cc以下の原動機付自転車などが約1,000万円となり、総額で約2億6,000万円でございます。

次に、業者が商品として所有する普通自動車の自動車税を年税額の12分の3減免していることについてですが、自動車税につきましては、税額が高額であり、月割課税をしているためと思われます。これに対して軽自動車税は、税額が比較的安く、4月1日の所有者に1年分課税するというところから、同様の対応をすることは難しいものと考えております。

3点目の業界団体等から要望のある軽自動車税の課税免除措置に対し、どのように取り組むかとのお尋ねでございますが、県内において業者が商品として所有する中古軽自動車に係る軽自動車税の課税免除を実施している自治体はございません。御案内のとおり近県では広島県や島根県など何市かにおいて課税免除を実施している自治体がございます。

広島県福山市の例を挙げますと、三輪以上の軽自動車、125ccを超える二輪車を対象車種として、中古自動車販売業者が免除を受けようとする年度の4月1日現在、商品として所有し、かつ展示しているもので販売を目的としている場合、一定の要件を満たせば軽自動車税の課税免除を受けることができますようであります。

現在、市税条例では、業者が商品として所有する中古軽自動車における課税免除規定はございませんが、登録を一時抹消してナンバープレートのない車両については課税対象としておりません。道路運送車両法上軽自動車を運行の用に供するためにはナンバープレートが必要とされており、ナンバープレートのついている軽自動車は試乗等で、すぐに道路を走ることができる状態であると考え、軽自動車税の課税対象としております。

業者が商品として所有する中古軽自動車に係る軽自動車税の課税免除の取り組みにつきましては、普通自動車の自動車税と同様の対応は難しいものと判断しておりますが、今後とも県内他市の動向を注視してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。本市の軽自動車税総額が2億6,000万円というお話でありました。普通自動車税の場合は、年税額の12分の3を

減免してるということに対するお考えは、やはり高額であり月割課税であるということでもあります。それに対して軽自動車税は、少額であり年税額であるということで、この減免措置、免除については困難であるという御答弁がございました。

御答弁にありましたように、中古車課税免除は山口県内ではないということもございます。広島福山の例を示していただきましたが、こちら私の方も調べてみますと、山口県内ではやっているところはありませんでした。

お話にありましたように、ナンバーを一時抹消した場合には課税しないということがありますけれども、これはやはり台数を持っている業者から言えば大変面倒で、それに対する費用も発生するというのを聞いております。

そこで再質問いたしますが、これまで防府市に対して業界団体、事業者から、商品軽自動車課税免除措置の要望がありましたでしょうか、どうでしょうか。それを教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えします。

過去にさかのぼって調査をいたしましたところ、業界団体山口県中古自動車販売協会から平成16年1月に要望書を受領しております。

また、同時期に県内各市におきましても同様の要望書が提出されたようでございます。

当時の対応といたしましては、同年、平成16年5月に開催をされました13市の税務主管課長会議におきまして、宇部市及び下関市から、このことについての議題が提出をされました。その中で各市の意見が交わされ、13市全ての市が軽自動車税の課税免除をすることは困難であるとの意見で一致をいたしました。その後、業界団体に文書でその旨を回答をいたしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 平成16年に要望があったとのことでありました。そのときの会議で、13市の意見として課税免除は困難であると、その主な理由を教えてくださいませんか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 先ほど本答弁でも申し上げましたけど、普通自動車税は高額であり、月割課税もしていますけど、軽自動車税はそういう形ではないと、定額で年税額であるというのが主な、各市同じようなことをやっぱり議事録見ますと言われております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 山口県では13市全部の意見がそうであったということでありました。調べてみますと、商品軽自動車課税免除を実施している市町というのがあるんですけれども、北海道では3市、山形県で1町、栃木県で2市2町、埼玉県で8市、愛知県で1市、福井県で2市、和歌山県で1市、京都府で11市9町、大阪府で3市、岡山県で3市、鳥取県4市、島根県3市、広島県9市1町、福岡県が17市4町、佐賀県が4市2町で合計が15都道府県91市町となっております。

これは現状でございますけれども、これだけ多くの市町が実施をしていますが、一つ税の公平性という観点から見ると、この状況はどのように捉えられますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 今言われたのは、他市ではやっておるけど、やっておらないとことの公平性ということですよ、はい。

他市と比べるとということになるんでしょうけど、あくまでも軽自動車税の税の性格というものからすると、繰り返しになりますけど、この今の課税の方法で問題はないというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） これは急にそれが実現するというのは難しいという気もするんですけれども、やはりこれだけの市町が実施しているという現実がありますので、これ二、三、電話で聞いてみたんですけれども、やはりその業界団体からの要望があり、それに答えられるかどうかということを経営、条例に照らし合わせて検討した結果、これはできると、やろうというふうになった経緯があるようです。

やはり各自治体の判断というのは、それはそれぞれありまして、経済状況も違うし、あるとは思いますが、これは過去からいろいろ日本中でこの取り組みについては求められているということで、要望も長い間各地から、各団体から上がっているように聞いておりますので、ぜひ早急に取り組みいただけたらいいなというふうに思います。

それには全国市長会、それから山口県市長会、先ほどの課税課長会議とか、そういった類いの中で検討することだろうと思いますけれども、やはり市民の側に立って、これは一般財源ですから、これが減るといのはなかなか抵抗があるといのは、容易に想像がつくわけでありまして、やはりこれにより業者の負担を軽くして経済活性につながると、商取引の活性化につながるとい側面もありますので、そういった面からもぜひとも取り組んでいただきたいということを要望して、この質問は終わります。

次に、葬儀所業務について質問をいたします。

平成25年4月1日より、防府市で行っている葬儀所業務の一部が廃止をされました。一部とは、霊柩車による遺体搬送業務がその主なものです。これは防府市行政改革委員会で何度も議論され、そして葬儀所業務全廃の答申がされ、議会に上程をされました。その後、議会で修正をされ、祭壇の貸し出しや装具の販売は継続するとして、可決、成立しました。

審議の過程では、業者による低所得者に対する低廉な葬儀が可能なのか、遺体搬送業務だけでも業者は扱うのか、葬儀費用は高騰するのではないかなどの心配があり、議会では業者5社に来ていただいて意見を聞いております。

議事録を見ますと、葬具の販売はしていただけるのかとの質問に対し、全ての業者から葬具の販売は市の業務と同様に可能ですとの答弁があり、遺体搬送だけをしていただけるのかとの質問に対し、4社から遺体搬送は可能ですとの答弁がありました。

ここでは民間業者の遺体搬送業務の料金について明示されてはおりませんが、当時市が遺体搬送業務を廃止した後の業者が行う業務等の料金について聞き取りをされたのでしょうか、調査はされたのでしょうか。

市民からの意見では、現在、業者に遺体搬送のみの料金を問い合わせた場合、市が以前1万5,000円で行っていたものが、業者にもよりますが一番安くて2万5,000円から3万円だったそうです。市当局は、この民間業者の現在の遺体搬送業務等の状況を把握していらっしゃいますでしょうか。

また、生活保護者の葬儀については、葬祭扶助制度があります。この扶助費用は幾らとなっておりますでしょうか。

また、生活保護を受けていない低所得者の葬儀に対して、その相談体制等、市の対応はどうなっているのでしょうか、お答えをください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 葬儀所業務についての御質問にお答えいたします。

市の葬儀所は、遺体搬送、祭壇の貸し出し、葬具販売の3つの業務を行ってまいりましたが、民間事業者が増加し、多様なサービスが展開されていること、また、市の葬儀所の利用者の減少などから、平成24年3月議会に葬儀所業務の廃止を御提案いたしました。一部修正され、平成25年4月から遺体搬送業務のみを廃止いたしております。

遺体搬送業務の廃止から3年が経過いたしますが、その間の葬儀所の利用実績をお知らせしますと、祭壇の貸し出しについては、平成25年度が4件、平成26年度が3件、平成27年度が1件と、年々減少してきており、ひつぎや骨つぼ等の葬具の販売件数につきましても、平成25年度が66件、平成26年度が38件、平成27年度が33件と、同

様に減少している状況です。

まず、1点目の葬儀所業務の廃止を議会に提案するに当たり、業務の一部を廃止した後の業者が行う業務の料金について聞き取り等の調査は行ったのかとのお尋ねでございますが、廃止議案の提案に当たりましては、葬儀所業務全ての廃止を前提とした聞き取り調査を行っておりまして、その中で複数の業者から遺体搬送と火葬のみを行う、いわゆる直葬について市と同様の額でできるという回答をいただいております。

なお、遺体搬送業務の廃止後も遺体搬送のみでも行えるのかや、行う場合の料金などについて聞き取り調査を実施しております。

2点目の現在民間が行っている遺体搬送業務等の料金の状況を把握しているのかとのお尋ねでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、遺体搬送業務の廃止後も継続して業者からの聞き取り調査を行っております。

昨年10月に実施した調査におきましても、遺体搬送業務のみでも受けるとした業者がほとんどであり、遺体搬送料金も大半の業者から1万5,000円程度との回答を得ているところですが、実際には使用する車両の種類、運行距離や時間帯などによる加算、また、その他の付帯サービスなどにより遺体搬送に係る経費は異なっております。

次に、生活保護者の葬儀において支給される葬祭扶助費用でございますが、防府市の葬祭扶助の基準額は国の基準に基づき大人1人が20万6,000円以内となっておりますが、平成27年度の支給実績は6件で平均は約12万3,000円となっております。

最後に、生活保護を受けていない低所得者の葬儀に対する相談体制など、市の対応についての御質問でございますが、議会からの御提案を踏まえ作成いたしました「葬儀のご案内」の冊子を市役所市民課や公民館に備えつけるとともに、市民課におきましては葬儀に関する相談を受けており、葬儀費用の相談があった場合には、社会福祉協議会の貸付制度を御案内するなどの対応をいたしております。

なお、自治会連合会などから、低所得者世帯に対する遺体搬送料金への補助制度の創設について御要望をいただいておりますが、葬祭執行者や親族等の関係者の所得の把握が困難であることと、故人のお見送りの方法もさまざまであることなどから難しいと判断をいたしております。

いずれにいたしましても、市の葬儀所業務の役割は終わったと認識をしておきまして、葬儀所廃止の考えに変わりはありませんので、低所得者に対する対応についても検討した上で、改めて議会に御相談したいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁いただきました。

最初の市役所の業務廃止後の業者の業務の料金について調査をしたかということでございますが、複数の業者から、搬送のみで、いわゆる直送についての調査をしていると。そのとき、これは平成25年4月、葬儀所業務を廃止する前ではありますが、業者からは市と同様の額でできるとの回答を得ているということをお答えいただきました。議会に議案が提出されたときも、そのように伺っているというふうに記憶をしております。

昨年10月にも調査をしているということで、大半の業者が1万5,000円程度と回答している、しかし実際には距離や時間帯で加算があるということでありました。また、業者により異なるという説明がありました。

しかし、以前行っていた市の葬祭業務では、遺体搬送は1万5,000円と明記してありました。そして、そのとおり実施がされておりました。つまり市の業務は1万5,000円だったわけです。現状はそれではできないよと業者は言っているわけであります。

先日の議会報告会でお聞きした話によりますと、ある業者に遺体搬送のみを依頼すると、棺おけ代は別で搬送が1万5,000円、人件費が5,000円掛ける2人、それと布代で2万5,000円から3万円ですと、こういうふうに使われたそうです。この価格もじっくり交渉したあげく、それではこの価格でと、これが最低ですといったような価格であったというふうに聞いております。

この棺おけも現在は防府市が装具販売ということで販売しておりますけれども、この棺おけを業者に手配してもらおうと4万円から8万円かかるということが言われております。それでも4万円、8万円かかっても、8万円と3万円と11万円なんであるわけですが、これも実際にはいろんなオプションがついて安くやろうと努力をしても、防府市では総額最低35万円かかるそうです。これ業者に聞いてもそんなもんだよというお話があったと聞いております。

生活保護の扶助費は、これは大人は20万6,000円以内という規定があるようですが、この生活保護者は扶助費用があるので葬儀について、費用について心配することはないのですが、最近は高齢化に伴って独居老人ということも増えていらっしゃいます。身寄りがない場合には、高齢福祉課所管で葬祭費を出すわけでありましてけれども、生活保護の扶助費に対して、この独居老人の葬祭費というのはどのぐらいかかるのでしょうか。

それと、生活保護も含めまして平成27年度の扶助件数というのは、合計で先ほど6件という話がありましたけれども、この独居のほうを含めまして何件あったのでしょうか。ちょっとその辺教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） ひとり暮らしのお年寄りの27年度の件数は6件でございます。平均しますと約12万円でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） わかりました、ちょっと聞き違えておりました。直葬であれば、その価格でできると、業者はできるということで、その理解でよろしいということであると思います。

4番目の生活保護を受けていない低所得者の葬儀に対する体制をお伺いしましたけれども、今回の質問で最も重要なのが、この低所得者の方に行政が差し伸べる手だてはないのかということであります。平成24年3月議会で教育民生委員会での執行部との質疑において、葬儀所業務の廃止に伴い、低所得者の方々に対して助成制度等福祉サイドとの協議はされたのかという質疑がありました。

これに対して、低所得者層に対して低廉な費用での葬儀の実施について、業者の方と協議をしてきた経緯もありますので、福祉サイドとの協議はしておりませんと執行部が答弁していました。そして議員からは、福祉サイドとの協議を行っていただきたいと要望があったことが、議事録を見ればわかります。

そして、その翌年の平成25年4月から遺体搬送業務が廃止されて3年経過しておりますけれども、その間福祉サイドとの協議をされましたでしょうか。その協議をされていれば、その結果はどうか、その辺を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えします。

まずは社会福祉課における生活保護者の葬祭扶助の状況や高齢福祉課における身寄りのない高齢者が亡くなられた場合の対応等を確認をいたしました。

それと、昨年4月にスタートしました生活困窮者自立支援制度の自立支援事業などを利用した低所得者の葬儀の支援につきまして、社会福祉課及び事業を受託している社会福祉協議会と協議を行っております。

なお、福祉サイドとの協議とは別に、本市の葬儀所を利用して自宅葬を行われた方や、いわゆる直葬により故人を見送られた方に対する聞き取り調査なども実施をいたしております。これらの調査、協議の結果を踏まえまして、低所得者の葬儀についてどのような支援ができるか検討しておりますし、これからも検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 先ほどの答弁にも、自治会連合会から低所得者の遺体搬送に

対する料金の補助制度の創設の要望があるが難しいというようなお言葉があったと思います。また、市の葬儀所業務の役割がもう終わったということがございました。それでは、現在市が行っている葬具販売業務というのは、これまだ残っておりますが、これは今後も継続するのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えします。

葬儀所業務を廃止した場合、市民課で行っております葬具の販売は終了することになりますが、現在も斎場におきましては骨つぼの販売等行っております。したがって、廃止後も何らかの形で葬具の提供ということができないかということは検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 何らかの形で継続できないか検討してまいりたいというお返事ございました。市民課で行うほうは終了するということが考えられるわけですが、葬具の販売についても近いうちにやめますよと言っているように聞こえるんですけども。

平成23年10月に行政改革委員会の皆さんが、第10回目の委員会で葬儀所業務は廃止、附帯事項はなしと、こういう答申をされております。

しかし、その中で行革の皆さんの意見として、業務廃止となり遺体搬送を誰もしてくれなかった場合どうするのかと。市の果たすべき役割はどうか、そこを心配してる、こういった意見もありました。あるいは会長さんからは、民間業者に協力要請すべきところはきつく要請すること、相談窓口は検討するという議事録が残っております。

果たして今、葬儀所業務廃止を答申された行政改革委員会の皆様の思いが果たされているのかどうか、大変疑問に感じるところでございます。

ところで、香川県坂出市は、平成24年7月よりそれまでの市営の葬祭業務を規格葬儀として民間に委託して運営をしています。この時点で市が行う葬儀所業務は廃止したわけです。平成24年7月ですね。防府市は平成25年4月より廃止しております。

この坂出市のプランというのを市が示しているわけですが、AプランとBプランがありまして、Aプランがそれまで市が行ってきた自宅葬と同じ内容で価格は10万円、Bプランは御遺体を火葬することを主眼とした葬儀で祭壇はありません、価格は5万円です。ほかにも大阪府枚方市は略式葬としてやっておりますが、価格は6万5,000円です。これで全てできるということになっております。こういった状況を把握しておられますでしょうか、お伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えします。

先ほどの低所得者の葬儀についてどのような支援ができるか検討しておりますし、これからも検討したいというふうに申し上げましたが、今言われたことも把握しております。

今議員が御紹介されました規格葬儀というのは、市と葬儀業者が一定の仕様と価格について協定を結び、業者と利用者との契約に基づき葬儀をとり行うものでございまして、他の自治体で規格葬儀とか協定葬儀などの呼び方により実施されていることは承知しております。

低所得者に対するセーフティーネットとして有効な手段の一つであると考えておりますので、続けて調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 低所得者のセーフティーネットとして有効であると、調査・研究をしていくという答弁をいただきました。しかし、大変のんびりとした答弁ではないかなというふうに感じました。

生活保護を受ける一歩手前でリストラに遭い、貯金も取り崩し生活費に充てている。その中で年老いた親が亡くなった。国民健康保険だけは一生懸命払ってきた。おかげで国保からの葬祭費5万円だけはある。これで最低でもいいから葬儀をしたい。ここのセーフティーネットを早急に用意すべきと考えます。

先ほど紹介した香川県坂出市、これは平成24年7月までは市で霊柩車、祭壇等を保有していました。防府市と一緒にですね。そして、市の葬儀所業務を廃止するに当たり、平成24年6月、廃止する1カ月前ですけれども、市が一定規格の葬儀内容及び安価な統一料金を定め、市内の民間葬祭業者が自宅葬を行う、こういった協定書の締結を5者と行っています。

そして、その翌月の7月に市の葬儀所業務を廃止しています。ちなみに、坂出市の担当課に聞いてみますと、Aプラン10万円、Bプラン5万円、合わせての利用件数ですが、平成24年度が17件、25年度16件、26年度12件、27年度5件だそうです。坂出市の取り組みに比べ、防府市の取り組みはいかがでしょうか。調査・研究していくとの姿勢でいいのでしょうか。もう一度お尋ねします、今後どのように取り組まれるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 今、調査・研究というふうに申しましたが、この質問が出る前に、もう低所得者の葬儀についてどのような支援ができるかということは私ども

も考えておりまして、実際に今言われたような、業者が受けることが可能かどうかとかいうのは今当たりつつあります、業者にですね。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。前向きな答弁を最後にいただきました。早急に取り組まれることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、山根議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、1番、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。3点にわたり執行部の御見解をお伺いしたいと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

最初に、障害者差別解消への取り組みについてお伺いをいたします。

本年4月、障害のある人に対し、障害を理由に不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を規定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称「障害者差別解消法」が施行されました。

合理的配慮とは、障害のある人から社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること、事業者に対しては対応に努めることが求められております。

講演会等であれば要約筆記を行ったり、障害の特性に応じて座席を決めること、また自分で書類の記入が困難なことを伝えられたときは代筆、また意思を伝え合うために絵や写真、タブレット端末などを使ったり、筆談、読み上げ、手話、展示、架台、拡大文字等の活用、乗り物や建物で段差がある場合にスロープなどを使って補助すること、休憩スペースの確保や障害者専用駐車場の確保などでございます。

防府市においては、第4次防府市障害者福祉長期計画の中間年度見直しが昨年度行われ、障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整えるべきとするノーマライゼーション。障害のある人が社会に参加できるようにすると同時に、社会からも諸成果を平等に享受できるようにするとする完全参加と平等。障害のある人のための技術的訓練に加え、日常生活、社会生活ができるように支援するリハビリテーション。この3点を基本理念にさらに障害福祉の充実が図られていくことになります。

ノーマライゼーションの考え方も完全参加と平等の考え方も、それらができるようにす

るためのリハビリテーションの仕組みも、今回の法のもとでさらに重要になってきます。障害のある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、障害のある人が社会の一員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参画できる地域社会での共生を実現するため、今後の積極的な取り組みを願うところでございます。

そこでお伺いをいたします。1として、この法の趣旨に基づき市としての取り組み、障害者差別に関する相談・苦情への対応、市民や企業等に対する趣旨の周知と取り組みについての理解促進・啓発活動の実施についてお伺いをいたします。

2つ目として、障害のある人に寄り添い、自発的な支援をされている市民活動団体への支援の状況について伺います。

3つ目として、障害の有無にかかわらず、お互いの人権を尊重し、支え合いながら安心して生活できる社会の実現を目指しつつも、まだまだ事物、制度、観光などのさまざまな場面で障壁が残っている中、障害のある人への合理的配慮という点から、市や社会福祉協議会等において、さまざまな支援が行われています。

市消防本部における障害者119Faxが今年度から開始されたことは大変喜ばしいこととございました。私たちがごく当たり前に119と電話で通報していることが、聴覚や言葉に障害がある場合はできません。今後も障害のある方々が私たちの気づかないところで困っておられることや不安に思っておられることに目を向け、積極的に行政として取り組んでいただきたいと思えます。

今回は視覚に障害がある方々のための音声訳の普及啓発について伺います。30年を超える長い期間、社会福祉協議会登録のボランティアグループ「翠の会」が、市広報、議会だより、社協だよりなどを音声訳をして、視覚障害の方々の希望者——現在34名でございますけれども、毎月2回届けておられます。ごみの新分別の冊子も音声訳をして配布をされました。選挙公報にも取り組みたいけれども、現在の体制では大変難しいとおっしゃっていました。

私たちが当たり前のように目にしている市広報等からの情報を視覚障害の方々のためにと時間をかけて音声訳し、CDにして配布をされているわけです。真心以外の何者でもないと皆さんのお話をじかに伺って感じました。また、その真心がより多くの視覚に障害のある方々に届けられたと強く感じた次第です。

音声訳という取り組みを知らない方も大変多いのではないのでしょうか。市の情報を必要としていらっしゃる方々へ市にかかわって提供して下さっているわけですから、せめて普及啓発に積極的に取り組むべきだと思えます。御所見を伺います。

以上、3点、よろしくお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の障害者差別解消法の趣旨に基づいた市としての取り組みについてのお尋ねでしたが、本市では、障害者差別解消法の目的であります障害者基本法の基本理念の通り、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという趣旨ののっとり、障害者差別解消の推進を図るため、市広報、ホームページ等で広く市民の皆様には障害者差別解消法の施行についてお知らせしてきたところでございます。

また、市職員に対しましても、平成27年度には管理職に対し、障害者差別解消法の概要と法施行に伴う本市の対応についての説明会も開催いたしております。さらに平成28年3月1日、「防府市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定するとともに、障害の特性を理解した上で適切な配慮ができるようにすることを目的とした「窓口等における障害者への配慮マニュアル（第1版）」を作成し、障害のある方々への具体的な合理的配慮について、職員への周知を図ったところでございます。

また、市役所の各種窓口におきましては、聞こえが不自由なことを示す耳マークを設置し、聴覚障害のある方々へ筆談などの合理的配慮が行えることをお示ししているところでございます。

さらに本年4月の新人職員研修においては、障害者差別解消法についての研修も行ったところでございます。

次に、障害者差別に関する相談、苦情への対応についてでございますが、市民の皆様から障害者差別に対する相談や苦情の受付窓口を4月1日から障害福祉課に設置いたしております。また、現在、障害者差別に関する相談あるいは苦情は寄せられておりません。

本市では、今後も市内での障害者差別解消に向けた取り組みとともに、市内において医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する関係機関で構成される防府市地域総合支援協議会なるもので、障害を理由とする差別に関する相談及び当該事例を踏まえた差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行い、さらに本市単独では調整・解決が困難な事例が発生した場合については、山口県との連携を図って対応してまいりたいと考えております。

次に、市民の皆様や企業等に対する法の趣旨の周知及び取り組みについての理解促進・

啓発活動の実施についてでございますが、平成27年度、防府商工会議所の会報に障害者差別解消法が施行されることを周知するチラシを添付させていただき、事業者の方々への理解促進を図ったところでございます。

また、防府市タクシー協会、市内の協会参加以外のタクシー会社あるいは防府医師会、防府ホテル業、防府飲食業組合等、法人や職種団体に法の趣旨や国が定めた対応指針等を送付し、周知に努めてまいりました。

次に、お尋ねの2点目、障害のある方に寄り添い、自発的な支援をされている市民活動団体への支援の状況についてでございますが、本市では、「防府市自発的活動支援事業補助金交付要綱」を平成27年4月1日施行し、障害者や障害児、難病患者の方々が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において自発的な活動を行ってられる障害のある方々やその御家族、地域住民等の団体に対して、通算で3年、1件当たり10万円を上限として補助金を交付しております。

平成27年度には30万円の予算に対して4件のお申し込みがあり、審査の結果3団体に補助金を交付したところでございます。今年度は50万円の予算に対しまして、3団体から申請がありまして、現在審査を行っているところでございます。

本市では少子高齢化社会を迎え、市民ニーズが多種多様化し、行政が一元的に課題の解決を担う方法では限界が生じつつある中、市民と行政との協働によるまちづくりを掲げておりまして、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある方々に寄り添い自発的に行動されている市民活動団体への支援を今後も続けてまいりたいと存じます。

最後に、視覚障害がある方々のための音声訳の普及について、具体的なお尋ねでございましたが、議員御紹介の「翠の会」の皆様には、自主的・主体的に昭和58年から34年の長きにわたりまして市広報の音声訳を行っていただいております、感謝申し上げているところでございます。

本市では現在、視覚障害のある方々が新規に障害者手帳を受けとられる際には、障害福祉課の窓口で、市広報などの音声訳について御案内いたしているところでございます。

今後は、障害のある方々のために活動されている団体の皆様の情報について、市広報やホームページなどで紹介し、さらに多くの市民の皆様はその活動を知っていただき、御参加いただくことによって、各団体のより充実した活動につなげられないか検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 御答弁を聞きながら思ったわけですがけれども、市職員の方々の窓口でのさまざまな御配慮、障害者の方々に対する御配慮は当然のこととして、障害者の方々がお暮らしになっているところにまで思いを寄せていかないと、本当の支援というのはできないのではないかと、今感じたところでございます。

質問項目の2つ目に上げておりました障害のある人に寄り添い、自発的な支援をされている市民活動団体への支援ということで、自発的活動支援事業として補助をされているということを御紹介いただきました。27年度は3団体だったということでございますけれども、もしお差し支えがございませんでしたら、どのような団体がこれを受けられたのか、ちょっと御紹介していただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

3件あるわけなんですけど、1つは、障害当事者による情報交換とか地域に向けた広報活動をされていらっしゃいます。ピアサポートという活動をされておりますが、「きぼうの会」というところでございます。

それと、生活圏域で障害児が役割を持っていろんなところで理解を受けながら育つための活動、実際に障害児の方といろんなところでジョブといいますか仕事のなことを一緒に活動していくということをなさっておられます。「防府ぷれジョブの会」というところが1カ所。

それから、精神障害者の家族の会でありますところ、これも情報交換とかお互いに支え合ったりとかということだと思いますが、「めばえ友の会」さんですね、この3件でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 御紹介をしていただきました。先ほどの市長からの答弁で、通算3年まで更新可というようなことでございましたけれども、障害児の方の社会参加を目的にされた、働く機会をともにというようなことであろうかとは思いますが。そういった方々やさまざまな御活躍、「きぼうの会」というような御紹介もありましたけれども、さまざまな障害の方々を支援される団体に対して、3年までというのが大変短い期間なのではないかということを感じたわけでございます。3年ですぐすぐ自立に向けてできるようになるかということ、大変難しい問題だろうと思います。しっかり研究をしていただいて、もう少し長い期間の支援ができるようにしていくべきではないかということを感じております。要望させていただいております。

それから、これは音声訳のことについての再質問でございますけれども、最初に沖縄県

の浦添市のことを御紹介をいたします。市広報は毎月1回の発行で、平成7年から「声のうらそえ」というふうに題しまして、ボランティアグループによって朗読したものを音声データ化をされ、ホームページ上に毎月アップをされているということでございます。

また、音声訳をしたCDなどは配布、これは希望される個人や施設にもお配りをされているようです。視覚に障害がある方や高齢化による視力低下で大変な御苦勞をされている方々にも、市のお知らせについて情報収集できるようにと取り組んでいらっしゃるのとこのことでございました。

周知の方法としては、地元のFM放送の活用もされている、また今後はSNSの活用やそういったことも研究して取り組んでいきたいというようなことが、ホームページ上で知ることができました。庁内の関連部署や社協、身体障害者の福祉協会などと連携をして、周知や普及にしっかりと努めてまいりたい、こういったことが、知ることができたわけでございます。

そこで質問でございますけれども、FM放送による周知や音声訳のホームページ上へのアップ、また関連機関との協議、これは防府市にもできることばかりではないかと思うわけですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

音声訳の活動等の紹介ということなんでございますが、まずFMラジオということですが、音声訳の活動のみならず障害者の方々に寄り添い、自主的・主体的に活動されてる市民活動団体の取り組みをFMラジオ、継続的なコマーシャルとかいうのはちょっと無理かとは思いますが、単発的というふうになるかと思っておりますけれども、FMわっしょいの例えば「防府市からのお知らせ～情報モリモリ～」であるとか、そういったところで特定の団体には限らず御紹介をさせていただくということは可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 音声訳のホームページ上へのアップというのはどうなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 申しわけございませんでした。音声訳のホームページ上へのアップということですが、これにつきましては他市にもいろいろ事例がございますので、これも視覚に障害を持っていらっしゃる方に大変役に立つツールだろうとい

うふうに考えておりますので、今後、他市の事例等を見ながら、公開方法や技術的な問題もありますので、いろいろと調査・研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 防府市にもできることばかりではないかと思っておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

「翠の会」の御紹介も市長のほうからもしていただきました。自発的に取り組んでいらっしゃるとはいえ本当に人知れず御苦勞されている、こういったボランティア団体の方々に対して、市の情報を公平に提供するという点から、市のほうとしてもよろしく願いをいたしますと、こういった姿勢で取り組んでくださるのが本来の姿ではないかと思うわけでございます。

ある視覚障害者の方にちょっとお伺いをしてみました。その方は点字訳で市広報を送っていただいているので読んでいますよということでもございましたけれども、その方にも今回の音声訳のことを浦添市のお話なども含めて御紹介をさせていただきました。その方は若いころからパソコンでさまざまな情報を得ていると。音声ソフトを使ってキーボード操作すれば、私たちにとっては大変パソコンというのは大事なツールなんだと、そういうふうにもおっしゃってございました。それで、その方は点字であったり音声訳の取り組みなど、情報収集の手段としてさまざまな手段があることは大変ありがたい。福祉政策としても重要なことではないか、そのようにおっしゃってくださってございました。

障害のある人も、ない人も、相互に人格と個性を尊重して、障害がある人が安心して、また社会の中で一員として参画できる地域社会を実現できるように、市のほうとしてもしっかりと取り組んでいただきたいことをお願いをして、この項を終わりたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

続いて、2項目めに移ります。「史跡を活かした観光事業」について伺います。

1点目として、防府市は、今年度より平成30年の明治維新150年に向け、幕末、明治維新のころの史跡が多く残る本市の魅力を生かし、広く発信すべく、記念事業を計画、実施するとしています。平成26年から27年度で実施した大河ドラマ誘客おもてなし事業の取り組みをぜひとも生かしていただきたいと思っております。どのような取り組みを予定されているのか具体的にお伺いしたいと思っております。

2点目でございます。完成100周年の佳節を迎える国の重要文化財である旧毛利家本邸、国の指定名勝である毛利氏庭園をさらに生かし、市内外の来訪観光客の増加につなげ

ていく取り組みについてお伺いをいたします。

過日、6月4日、5日に、防府市明治維新150年事業の一環として、毛利家本邸完成100周年をお祝いし「毛利邸で和を愉しむ」と題したイベントが開催されました。邸宅では、琴の調べ、お茶の接待、盆栽や生け花展、講演会、庭園では撮影会、樹木医との散策会などが開催され、2日間で約900名の方が参加されたと聞いております。

私は樹木医との散策会に申し込み、参加をいたしました。時間をかけて散策をしながら、毛利邸に関するさまざまなことを教えていただくことができました。

皆様御存じのとおり旧長州藩主であった公爵毛利家の本邸は、明治25年に造成工事が開始され、戦争等による建設工事の中断の後、大正5年に完成しました。総工費は現在のお金に換算すると約130億円とも言われています。

本邸は、本門、門番所、石橋、本館、台所、洗濯所、倉庫、画像堂など、12棟がそれぞれ重要文化財に指定されております。格式のある本門を抜けると、すぐ左手にある門番所も重要文化財、小川のせせらぎや群植した青もみじに感動し、渡った石橋も重要文化財、長いアプローチの先に車寄せのある広い空間、そして歴史を感じる建造物の数々も重要文化財、このような説明を受けたわけでございます。

庭園は大きなひょうたん池を囲むように配置された、さまざまなシーンで構成されている江戸期の大名庭園の庭園様式である池泉回遊式庭園と紹介。あえて庭園全体を見渡せる場所をつくらず、池の周りや散策路に歩みを進めるごとに、新しい光景に出会うことができ、その場面転換の妙を楽しめるところが特徴とのことでもございました。

散策後の庭園を眺めながらのお茶の一杯は格別でございました。幾重にもすばらしい毛利邸に一人でも多くの方々に足を運んでいただきたいと心から思った次第でございます。これまで守り続けてこられました報公会の方々、さまざまな形で御支援をされている観光協会、山口県樹木医会のほか関係者の皆様方の御尽力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後防府市の宝の一つである毛利邸をさらに生かし、さまざまな関係機関と連携の上、来訪観光客の増加につなげていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。そのお取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に、平成30年の明治維新150年に向け、市の史跡を活かした取り組みについてのお尋ねでございましたが、本市は防府天満宮をはじめ旧毛利家本邸、毛利氏庭園、周防

国分寺、東大寺別院阿弥陀寺、英雲荘など、貴重な史跡を数多く有しております。

また、昨年、NHKにて放映された大河ドラマの効果を一過性のものとせず、観光客のさらなる増加と「幸せます」の心が通うおもてなしの機運醸成を目的に、4月に行政や民間団体とで構成する「防府市明治維新150年推進協議会」なるものを設置しまして、事業を進めているところでございます。

現在この協議会が中心となって、こうした貴重な史跡が多く残る本市の強みを生かしつつ、史跡ならではの体験など付加価値を高めた観光素材づくりに取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、重要文化財の旧毛利家本邸及び国指定名勝の毛利氏庭園を会場とした和文化を体験する事業を行うことや、多数の文化財を保存している周防国分寺での現世利益のお守りづくりなど実施しております。

また、秋には、国指定史跡萩往還関連遺跡であります英雲荘を会場にした防府展や薩長同盟150年に関する講演会などを予定しております。

さらに、既存の幕末関連マップについて、本市が幕末明治期に担った役割や足跡をより知っていただけるよう防府天満宮界限や三田尻地区、富海地区などの幕末関連史蹟を一層充実したものに改訂する方向で準備をしております。

こうした中、来年、山口県と全国のJRグループなどが連携して、「幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン」が、奇兵隊を創設した高杉晋作の句をモチーフにした「維新の風が誘う。おもしろき国 山口」というキャッチフレーズで実施されます。

本市と明治維新とのかかわりは、高杉晋作が奇兵隊の守護旗に「菅原大神」と記したように、吉田松陰先生をはじめとする明治維新の志士たちが、防府天満宮の道真公を崇敬していたことを抜きにしては考えられず、その天神信仰の深い思いが後の維新の原動力になったことは、広く認知されているところでございます。

本年秋には、「幕末維新やまぐちデスティネーション」のプレキャンペーンとして、国内外から旅行会社の担当者を招いて全国宣伝販売促進会議の開催が予定されておりますので、そういった絶好の機会を捉えて、本市の史跡や史実を生かした観光素材の魅力をしっかりと伝え、新たなる旅行商品の造成につなげてまいりたいとも考えております。

次に、完成100周年を迎える重要文化財の旧毛利家本邸、国指定名勝の毛利氏庭園をさらに生かして、来訪観光客の増加につなげていく取り組みについてのお尋ねでございましたが、先ほど申し上げましたように、幕末・維新関係の歴史遺産を多く有しており、「幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン」や平成30年の明治維新150年事業に向けて、滞在交流型プログラムの開発を進めているところでございます。

その中でも、旧毛利家本邸及び毛利氏庭園は、本市における最も重要な観光資源の一つ

と考えておりました、御指摘のように去る6月4、5の両日に「毛利邸で和を愉しむ」と題したイベントが開催され、雨天にもかかわらず900名余りの方が参加され、好評を博したことは議員のお話のとおりでございます。

また、御案内のとおり、重要文化財であります旧毛利家本邸は、公爵邸の邸宅として江戸時代の御殿さながらの規模や装飾の妙を見ることができ、近代和風建築の粋を集めたとの評価も高く、毛利博物館には雪舟「四季山水図」をはじめとする国宝4点や毛利家の栄誉を今に伝える歴史資料が多く収蔵されております。国指定の名勝であります庭園は、自然美を配した規模雄大なものでございまして、数々御指摘のとおりでございます。

これまでもその魅力について、広島、岡山方面へ観光宣伝事業や観光ウェブサイト、情報誌などを通じて、市内外に向けて情報発信を続けてまいりました。

今後も毛利報公会をはじめとする関係団体やボランティア団体と連携して、この貴重な財産を守る機運の醸成を進めるとともに、来訪観光客の増加につなげるための旅行商品の開発を進め、市内外にさまざまな機会を通じてさらなる情報発信を行ってまいりたいと考えております。

これからも市民や市を訪れていただく皆様が、市内に数多くある史跡をゆっくり御散策いただけるような機会をつくることによって、「幸せます」の心が通うおもてなしによる観光まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 平成28年4月から、関連の推進協議会をつくって取り組みを開始をされるということでございました。また、山口県の取り組みに連携したJRのデスティネーションキャンペーン、これをしっかりと捉えて情報発信もされていくというような御答弁であったかと思えます。

このデスティネーションキャンペーンは過去2回ありまして、「おいでませ山口へ」というキャッチフレーズを表にして、県内でいろいろな観光のスポットにも注目をし、大きく発信をされたということでございます。皆様におかれましても、あちらこちらの駅でこのポスターを見られたのではないのでしょうか。

市におきましても、このデスティネーションキャンペーンをしっかりと県と連携をしていただいて、大きく発信のツールにしていただきたい、そういった機会にしていきたいということを要望しておきたいと思えます。

それから、ちょっと再質問をさせていただきますけれども、先日の毛利邸のイベントには、お子様はほとんど見ませんでした。完成100周年というタイミング、また明治維新

150年を迎えるというこの時期を捉えて、市内の子どもたちにもぜひ毛利邸のことを教えて差し上げる機会はないものかと、そういうふう思った次第でございます。

そこで教育委員会のほうにお聞きをいたしますけれども、子どもたちが社会見学等で足を運ぶ機会はないものでしょうか。

また、このタイミングで郷土の歴史や文化財を学ぶ機会に結びつけられないものかというふう考えたわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ただいまの質問にお答えいたします。

学校行事として旧毛利家本邸、さらには毛利氏庭園等訪れられないだろうかという、このことにつきましては、昨年度5校の小・中学校、本年度も5校の小・中学校が予定して、2年間で約1,000人の児童・生徒が地域探訪や社会見学、さらには遠足の機会を利用して訪れ、あるいは訪れる予定になっております。

議員御案内のとおり、子どもころから史跡に触れ合う、郷土のよさに気づくことのできる絶好の機会ではあると考えておまして、本市教育の施策の柱でございます「郷土の文化・伝統の継承と創造の推進」に大いに役立つものと考えております。

教育委員会といたしましても、本年度防府市制施行80周年を記念して発行いたします「防府歴史・文化財読本」をはじめといたしまして、さまざまな機会を通して本市の史跡、郷土の文化や伝統のすばらしさについて、児童・生徒に紹介するよう各学校に働きかけてまいりたい、そういうふう考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 去年、ことしと10校の児童・生徒が足を運ばれたということでした。

また、市制80周年を記念して「防府歴史・文化財読本」、副読本だろうと思うんですが、そういったものをつくり、子どもたちに郷土の歴史や文化財を学ぶ機会に結びつけていこうというような趣旨であったらと思います。ぜひとも子どもたちに、このすばらしい、毛利氏庭園だけではございませんけれども、さまざまな郷土に残る歴史や文化財を学ぶ機会を広げていただけたらなということを思っているところでございます。

もう1点お伺いいたします。毛利邸に市内外の方々の方々にお越しいただきたいと思うと同時に、重要文化財、そして名勝の保全、また保存、そういった観点は大変重要だろうと思います。市としてはどのように、この毛利邸とかかわっておられるのか、その辺を御紹介していただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） この文化財の保存管理についてでございますが、この保存管理については、国や県、市、これが事業費に応じてそれぞれ補助金を支出する制度になっております。

旧毛利家本邸及び毛利氏庭園につきましては、これまで国宝収蔵庫の建設や避雷設備——雷対策ですね、この避雷設備の修理などのハード事業のほかに保存活用計画の策定、さらには防災設備の保守点検などの事業を補助の対象としてきました。

以上のような補助で対応してるということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） たくさんの方にお越しいただきたいという、そのもとには保存活用計画もあるというようなことございましたけれども、しっかり市としてもかかわりをお願いをしたいと思います。

昨年末、毛利氏庭園の清掃を県樹木医会の方々と市の観光協会が呼びかけをされまして、小学生も含む60人のボランティアの方々が参加されて、年末の大掃除をされたというようなことが新聞報道でされておりました。

こういった市民の方々のボランティアによる維持管理のお手伝い、こういったことが広がっていくことが大事なのではないかというふうに思ったわけでございます。ことしはぜひ私も参加させていただきたいというふうにも思っているところでございます。

先ほど市長さんのほうからも御紹介がございましたけれども、本市には後世に残したい貴重なお宝や史跡がたくさんございます。それらをより多くの市民の方々にまずは知っていただいて、お一人お一人からも発信していただき、その史跡を守っていく、そういった心を育てていく取り組みも重要だろうと思います。さらに生かして「幸せます」の心が通う市であっていただきたいことを願って、この項の質問は終わりたいと思います。

それから、3番目でございますけれども、ごみ減量化推進事業についてお尋ねをいたします。

防府市は、環境への負荷の少ない循環型社会への構造転換をさらに構築していくことを目標に、平成25年3月にごみ処理計画を改定、平成26年4月から新廃棄物処理施設供用開始とともにごみの新分別も開始され、できるだけごみを減量し、ごみとなったものも資源として循環利用していく取り組みを市民の皆様の御協力をいただきながら行っているところでございます。

我が家でも新しい分別が当たり前ようになってきたものの、さらに分別意識を持ち、燃やせるごみを減らし資源に回せないものか、そのようなことを考えながら取り組んでい

るところでございます。

プラスチック製容器包装や紙製容器包装は水洗いをするなどして、一手間かければ資源に回せるのですが、心に余裕がないと、ついつい燃やせるごみにしてしまいます。生ごみに関しては、水気をよく切ってと思うのですが、これも不十分なきもあり、もう少し心がけなければと反省すると同時に、生ごみをもっと減らしていけないものかと最近思うようになりました。

市はごみ処理基本計画の中で、「市民一人ひとりがごみを減らす意識、物を長く使う意識、捨てずに誰かが使えないか考える意識を持ち、具体的行動に移すことにより、循環型社会が現実のものとして近づいてきます」としており、私も市民の一人として日々できることから心がけていきたいと思っています。

市は、ごみ減量化を推進するための事業の一つとして、ごみ減量容器等購入費補助金制度を行っています。生ごみに関しては、生ごみ減量容器——コンポストですね、電動生ごみ処理機購入への補助がされているわけですが、利用状況を見ますと減少傾向にあり、十分この制度が活用されているとは言えません。

そこで伺います。1として、ごみ減量容器等購入補助金制度のここ数年の利用状況について伺います。また、利用状況をどのように市として見ておられるのか、今後どのようにこの事業を展開されようとしておられるのか、お聞かせをください。

2として、生ごみ減量化推進のための新たな取り組みについて御所見を伺います。

ここで先進地の取り組みを紹介をいたします。埼玉県ふじみ野市は、一般家庭から排出される生ごみを自己処理することを推進するため、生ごみ処理容器の普及を促進し、ごみの減量化、資源化による焼却量削減に対する意識向上を図ることを目的に、生ごみ処理容器設置推進事業を実施されています。

コンポストに加えて、平成26年からキエーロという生ごみ処理容器を補助対象にされています。導入の狙いとしては焼却時のCO₂削減、焼却費用の削減、カラス被害等の解消、収集時間の短縮、市民が食べ物の循環の体感によるエコなライフスタイルを身につけること等を上げられています。

キエーロは、神奈川県葉山町、松本信夫さんという方が発案されました。縦50センチ、横94センチ、高さ80センチの風通しを考慮した木箱で、庭やベランダに置くことができます。中に黒土を入れて使います。水切りの不要な生ごみを黒土にまぜ、中のバクテリアに分解をさせるという処理機のことです。季節によるそうですが、三、四日から一週間で生ごみは消えてしまいます。毎日でも、また2日置きでも、場所を変えて黒土にまぜていけばよいとのこと。個人が発案されたものの特許申請されているものではな

く、環境に優しい効率的な生ごみの処理方法として、たくさんの方に知っていただきたいと普及活動をされているようでございます。

ふじみ野市のほかに逗子市、海老名市などあらゆる市が導入しておられ、新聞紙上やマスコミにも取り上げられております。環境都市である水俣市では、市長さんみずからがこのキエーロをお庭で利用されており、市のホームページでもその様子が紹介されていました。

ごみ処理基本計画の最終目標年度は平成33年、あと6年を切りました。ごみの新分別によってリサイクル率は大きく改善されましたが、1人当たりの家庭系ごみの減量に関しては、まだまだ市民一人ひとりの意識変革が必要だと思っております。そのためにいま一度、ごみ減量の意識を、向上のための新たな取り組みを考える時期に来ているのではないのでしょうか。その一助として新しい生ごみ処理容器の導入についての御所見を伺いたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） ごみ減量化推進事業についての御質問にお答えいたします。

ごみ減量化推進事業は、ごみの減量化及び再資源化を図るとともに、清潔で快適な市民生活を確保することを目的としたもので、生ごみに関しましてはコンポストと言われる生ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機を対象に助成を行っております。

最初の御質問のごみ減量容器等購入費補助金制度の利用状況についてお答えいたします。

過去3カ年の実績を申し上げますと、生ごみ減量容器は平成25年度が39基、平成26年度が36基、平成27年度が32基となっており、電動生ごみ処理機は平成25年度が29基、平成26年度が31基、平成27年度が17基という状況で、利用件数は若干減少傾向にあります。

このため現在行っております市広報、ホームページでの周知について、なお一層の工夫をするとともに、クリーンセンターへ家庭ごみを搬入される方へのPR活動、市内で開催される料理教室等でこの制度に関するチラシを配布するなど、生ごみの減量化に対する関心を持っていただき、制度の普及を図ってまいりたいと存じます。

また、段ボールコンポスト教室を継続して開催するとともに、家庭における水切り、食べ切り、使い切りを徹底していただくよう周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、議員御提案の新しい生ごみ処理機を補助対象としてはとのことですが、ただいま御紹介いただきました新しい生ごみ処理機キエーロにつきましては、確かに生ご

みの減量化に効果があると思われれます。

しかしながら、キエーロの取り扱い方法や市民の方が手軽に入手できるのか等の課題もあることから、今後これらについて調査研究を行う必要があると考えておりますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ごみの減量化に向けて、コンポストであつたり電動生ごみ処理機の購入費の補助制度というのは長年行われてきたわけですけれども、減少傾向にあるということでございます。

今回の質問に当たって、キエーロというものがありますよというふうにクリーンセンターの所長に御紹介したところ、新しいごみ処理機よく探してこられましたねというふうにもおっしゃってくださいました。実は防府市内に、このキエーロを購入されて実際に使っておられる方に教えていただきました。大変環境問題にも個人として取り組んでおられる方なわけですけれども、ごみ減量化に私1人からでもいいから取り組んでいきたいと、そのように言っておられました。

その方はこれまでにコンポストも段ボールのポストも使ってみたけれども、においもきつく虫が湧いたり、今後の効果に期待が持てないと感じたというふうにおっしゃっていました。そして、いろいろ探して見つけてこられたのが、このキエーロというものでございます。

先日、実際に生ごみを投入される日に、私もその場所に伺いまして一緒にまぜこんだわけですけれども、そして1週間後に再度伺うと、本当にびっくりしたわけですが、ごみが見当たりませんでした。においも全くありませんし、虫も湧いていません。そういったことから考えると、本当に環境に優しく効率的なものだなということを私も感じました。

市の補助メニューとなるためには、先ほど部長からの御紹介がありましたように、なかなか難しいこともあるかなということは察することができるわけですが——というのが市内の販売店で購入することが条件ということでございます。

先ほど御紹介したふじみ野市は導入に当たって、市商工会、建設部会の協力を得て、12事業者で200基のキエーロを作製して、お手製のブランドとしてスタートされたということでございます。この手法をとれば、防府市でも可能なのではないかというふうに思うわけですが、改めていかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） 議員おっしゃったとおり、市内の販売店ということが

今かなわない状況で、それならそういう方法もということですけど。今キエーロの効果自体とか、まだ私どもも情報が少ないものですから、その効果も見極めながら、じゃ効果があるとなったらどういうふうに入手できるかとかいうのもまた考えないといけないと思いますが、まだちょっと、何せ今情報が少ないものですから、その効果のあたりから、先ほど言われました実際使用されておられる方の意見とか、またお聞きできたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 私も実際に足を運んでみて、ごみを投入して1週間後に行ってみて、効果を体験したわけでございます。私も制度を待っているわけにもいきませんので、実際にちょっと購入してみようかなというふうにも思っているところでございます。

購入に当たっては、私が購入しようとする、この松本信夫さんに申し込むしかない。インターネットで申し込めるというふうにも書いてございました。そういったことでございますので、実際に御紹介をいたしますので、ぜひ御一緒に部長も行ってみましょう。

（笑声）よろしく願いをいたします。部長のお宅でもやってみてください。

本市の新しい可燃ごみ処理施設は、バイオガス化の施設も有しているわけですが、機械選別をして発酵させメタンガスをつくり出すのは、投入量の約1割から2割でございます。あと8割から9割は焼却されています。焼却の過程における環境負荷を低減させていくことは、市の大きな役割ですし、私たち市民一人ひとり、ごみをなるべく出さない生活様式になるように心がけていくことが大切だと思います。

今後の一歩進んだごみ減量化の新しい取り組みを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、高砂議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後2時41分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月17日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 河杉憲二

防府市議会議員 山根祐二